

平成25年第2回防府市議会定例会会議録（その3）

○平成25年6月13日（木曜日）

○議事日程

平成25年6月13日（木曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（24名）

1 番	高 砂 朋 子 君	2 番	久 保 潤 爾 君
3 番	山 田 耕 治 君	4 番	吉 村 弘 之 君
5 番	橋 本 龍 太 郎 君	7 番	山 本 久 江 君
8 番	安 村 政 治 君	9 番	上 田 和 夫 君
10 番	田 中 敏 靖 君	11 番	和 田 敏 明 君
12 番	藤 村 こ ず え 君	13 番	清 水 浩 司 君
14 番	重 川 恭 年 君	15 番	安 藤 二 郎 君
16 番	山 根 祐 二 君	17 番	山 下 和 明 君
18 番	河 杉 憲 二 君	19 番	三 原 昭 治 君
20 番	今 津 誠 一 君	21 番	平 田 豊 民 君
22 番	中 林 堅 造 君	23 番	田 中 健 次 君
24 番	松 村 学 君	25 番	行 重 延 昭 君

○欠席議員（1名）

6 番 木 村 一 彦 君

○説明のため出席した者

市 長 松 浦 正 人 君 副 市 長 中 村 隆 君

教 育 長 杉 山 一 茂 君 代 表 監 査 委 員 中 村 恭 亮 君
上下水道事業管理者 浅 田 道 生 君 総 務 部 長 吉 川 祐 司 君
総 務 課 長 林 慎 一 君 財 務 部 長 持 溝 秀 昭 君
生活環境部長 福 谷 眞 人 君 健 康 福 祉 部 長 清 水 敏 男 君
産 業 振 興 部 長 山 本 一 之 君 土 木 都 市 建 設 部 長 金 子 俊 文 君
入 札 検 査 室 長 福 田 一 夫 君 会 計 管 理 者 木 村 雅 幸 君
教 育 部 長 原 田 知 昭 君 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 福 田 直 之 君
監 査 委 員 事 務 局 長 藤 本 豊 君 消 防 長 牛 丸 正 美 君
上下水道局次長 大 田 隆 康 君

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 中 村 郁 夫 君 議 会 事 務 局 次 長 末 岡 靖 君

午前10時 2分 開議

○議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、本日の会議をこれより開きます。
欠席の届け出がありました議員は、木村議員であります。また、執行部については堀農業委員会事務局長が欠席をする旨の届け出に接しておりますので、御報告申し上げます。

会議録署名議員の指名

○議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。11番、和田議員、12番、藤村議員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（行重 延昭君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き、一般質問でございます。

これより早速質問に入ります。最初は、17番、山下議員。

〔17番 山下 和明君 登壇〕

○17番（山下 和明君） それでは、皆様方、おはようございます。公明党の山下でございます。通告の順に従いまして質問いたします。

最初の質問は、公共工事の発注についてであります。

経済を再建し、国民の暮らしと安全を守るための2013年度の予算が、5月15日に成立いたしました。一般会計総額は92兆6,115億円、2月に成立した2012年度

補正予算、経済対策規模で10.3兆円と合わせた15カ月予算として、景気回復を強く後押しできるものと期待されているところであります。

本市の平成24年度の追加補正予算も、そうした国からの経済対策予算、元氣臨時交付金を充当した公共事業予算が約40億円規模になりましたが、財源の多くは廃棄物処理施設建設事業に充てており、いたし方ないところではありますが、とはいえ、こうした財源の流れが切れ目のないものであれば、防府市の景気対策及び経済の促進につながることは言うまでもございません。

そこで、お伺いいたしますが、平成24年度のこうした緊急経済対策補正予算は、平成25年度に予定していた公共事業に同交付金を充てて25年度に繰り越し、景気回復を目的とする前倒し予算であります。

また、本市の普通建設事業費、公共事業ですが、平成24年度よりも本年度は10.3%膨らましていますが、平成24年度の第1四半期——4月から6月——と比較し、平成25年度の執行状況、入札・発注件数等執行額はどうなっているのか、お伺いいたします。

次は、国からの緊急経済対策としておりてきた同交付金のもとには建設国債であるため、どの事業に充ててもいいものではなく、制限された事業にしか充当できないことを伺っていますが、一方では、住民からの要望に道路側溝や雨水対策のための用水路、河川整備等々の陳情、要望に対し予算がついてこないことから、積み残されている現状があります。

本年度予定していた公共事業に緊急経済対策交付金を充てるわけですから、その分予算に余裕が生じたと思います。それらの予算を活用して単市で行う小規模な公共事業も含め前倒しを図り、工事発注できないものか、お伺いいたします。

次は、公共工事設計労務単価引き上げについて質問いたします。

この4月から、公共工事の積算に用いる労務単価を、全国平均で前年度比15.1%増の大幅な引き上げとなりました。山口県では、12%増と伺っております。建設産業は、近年、建設投資の縮小に伴う過当競争で受注価格が下がり、建設労働者に低賃金や社会保険未加入のしわ寄せが及ぶ悪循環に陥っており、若者の建設業離れも進み、この20年間で就業者数は19%減少、被災地では、復興事業に職人の確保が追いつかず、人件費高騰など入札不調が相次ぐ現象が見られています。

今回の労務単価引き上げは、過去最高の引き上げ幅です。しかし、労務単価は、あくまでも工事の予定価格を算出する際に使う目安の数字で、元請の建設会社が下請けの建設労働者に支払う賃金を法的に保証するものではありませんが、切り詰められてきた職人の賃金が実際に増える日が待ち望まれます。

そこで、事業を発注する立場として、建設業界の関係者に対し、4月1日以降に契約する新単価を適用する特例措置のことや、労務単価の引き上げが少しでも建設現場で働く職人の待遇改善になるようアクションを起こしているのか、お伺いいたします。

○議長（行重 延昭君） 17番、山下議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

初めに、公共工事の執行状況についてでございますが、議員御案内のとおり、国におきましては本年2月に、約10兆3,000億円の「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を含む平成24年度補正予算が成立し、この緊急経済対策において、公共事業の地方負担額を軽減するために、「地域の元気臨時交付金」の制度が設けられました。

本市におきましても、地域の景気対策につながるよう、この「地域の元気臨時交付金」を活用し、事業費ベースで約43億8,700万円の補正予算を3月定例会市議会に上程し議決をいただいたところでございます。

さて、これらを含む公共工事の執行状況について、平成24年度の第1四半期と比較した今年度の執行状況についてのお尋ねでございますが、予定金額130万円以上の工事に係る平成24年度の入札件数は合計で116件、落札金額の合計で16億6,848万円となっており、このうち御指摘の第1四半期の執行状況の内訳は、入札件数が4月に1件、5月に6件、6月に10件の合計で17件となっております。

また、落札金額は、4月が241万円、5月が3億6,457万円、6月が3,857万円の合計約4億555万円となっており、これは平成24年度全体に占める第1四半期の入札件数の割合で14.7%、落札金額の割合で24.3%となっております。

さて、次に平成25年度の第1四半期の執行状況でございますが、入札件数は4月に2件、5月に2件の合計4件でございます。まだ6月は締めるに至っておりません。また、落札金額は4月が441万円、5月が805万円の合計1,246万円でございます。これは、先ほど述べました平成24年度の4月及び5月と比較いたしますと、件数で57%、落札金額では3.3%となっております。

この要因といたしましては、今年度5月に予定いたしておりました（仮称）市民プール建設に関する3件の工事が入札中止となったことが、大きく影響したものと考えております。

しかしながら、6月は15件程度の入札を予定いたしておりますので、第1四半期の合計の見込みといたしましては、昨年度と比較して、入札件数で112%となり、入札執行予定額は約46%に当たる1億8,000万円強となる見込みでございます。

次に、緊急経済対策交付金を充てた公共工事と、単市で行う小規模工事も含め、前倒し発注はできないかとのお尋ねでございますが、議員御指摘の道路・河川整備等につきましては、その安全性を確保することが最も重要なことでありまして、平成25年度の予算編成におきましても、「さらなる安全・安心な市民生活の確保」を基本方針の一つとして掲げ、重点的に予算編成を行ったところでございます。

編成の過程におきまして、国の緊急経済対策により事業費の一部が平成24年度に前倒しになりましたが、平成26年度以降に予定いたしておりました道路や河川の整備事業のうち、平成25年度に着手可能な事業を前倒しして実施できるよう、前年度を上回る事業費を計上いたしております。

なお、工事の発注につきましては、緊急性や安全性の度合いを考慮しながら、できる限り早期の発注に努めてまいりたいと存じます。

次に、公共工事設計労務単価の引き上げについてのお尋ねでございますが、公共工事設計労務単価は、公共事業の積算に用いる労務単価でありまして、国土交通省が毎年度実態調査を実施し、これに基づき都道府県ごとに51職種の労務単価が決定されております。

公共工事の適正な施工を確保するためには、技能レベルが確保された労働者による施工が不可欠でありますので、こうした技能者の確保、育成のためには適正な水準の賃金が支払われることが必要であり、このたびの労務単価の上昇が技能労働者の賃金引き上げに適正に反映されていくことが重要であると考えております。

御案内の平成25年度公共工事設計労務単価は、平成24年度の労務単価に比して、全職種で著しく上昇したことに伴い、国におかれては、国土交通省直轄工事において本改正を早期に反映させるため、特例措置が講じられることとなりました。これは平成25年4月1日以降に契約を行う工事のうち、旧労務単価を適用し予定価格を積算しているものについて、新労務単価に基づく変更契約の協議を請求することができるようにするものでありまして、県も同様に特例の適用を決定されております。

これを受けまして、本市におきましても特例措置の適用を決定し、ホームページで公表するとともに、対象となる工事の受注者へ担当課より説明を行い、協議の申し出があったものにつきましては、契約変更を進めているところでございます。

さらに、平成25・26年度建設工事等入札参加資格申請業者の方を対象に、技能労働者への適切な賃金水準の確保についての依頼文書を、5月31日発送の登録結果の通知とあわせて郵送いたしております。

このほか、建設業協会防府支部へも、技能労働者への適切な賃金水準の確保と適切な価格による下請け契約の締結に関して配慮していただくよう依頼を行ったところでござい

すので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 17番、山下議員。

○17番（山下 和明君） 今、御回答をいただいたわけでありますが、平成24年度、また平成25年度の第1四半期で発注した費用に比べますと、前年とほぼ、余り変わっていない。特に落札金額においては前年度比を下回っているような御回答であったわけであります。

で、山口県の状態を聞いてみましたところ、県全体でも4月、5月のこれは表でありますけれども、3月に補正がありましたので、3月発注分は4月分に入っておりますけれども、前倒しがもう見てとれます。で、県全体としても平成24年度の4月、5月の工事契約額も56億円。それが、この25年度は157億円ということで、で、防府所管内においても、前年度比よりも25倍の、今年度は前年と比べて、執行がされているということでもあります。

で、自公政権にかわりまして、第1本の矢として打たれた緊急経済対策、前年度に、これは補正したものでありますけれども、それを繰り越して前倒しをしていくというのが今回のポイントであります。

しかし、切れ目のない財源がありながら、第1四半期の工事発注に前倒しの様相も防府市の場合は見当たらないわけであります。前年度と比較しておくれていることは、今、御回答いただいても、御存じのように明らかであります。入札審査会でこのような指摘、また、工事発注のおくれについて話題にならなかったのか。これでは、防府市の経済にとっては大変マイナスではないかと考えます。どこにつまずきがあったのか伺いたいと思います。

それとあわせて、本格的に工事の前倒しが見えてくるのは、第2四半期の7月ごろには実態が見えてくるのか、その点について、これは副市長に伺ったほうが正確な御回答がいただけるのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 副市長。

○副市長（中村 隆君） 工事の発注につきましては、例年、四半期に分けて発注いたしておるわけでごさいますので、第4四半期、これは1月、2月、3月でごさいますので、これは極力避けるという方向で計画をいたしております。

ただ、第1四半期につきましては、例年3月末で予算をいただきまして、あるいは、それを4月、5月、6月で設計等々をするようなケースもごさいますので、どうしても第1四半期につきましては、どうしても工事の端境期に、発注の方がなる傾向がごさいます。

したがいまして、その点は十分に考慮して、第1四半期に発注をするというふうなことを私のほうでは命じております。

ただ、問題といたしましては、河川あるいは側溝も含めてでございますが、用水等との関連もございまして、それはどうしても5月ぐらいから水を通しますんで、いわゆる水が要る時期を終わってからでないと、工事の発注はできない。あるいは、今回の緊急経済対策の中では、学校の耐震化、これが結構数が多ございまして、これはどうしても夏休み期間中を通して工事をするというようなことが必要でございます。そういう関係もございまして、どうしても第1四半期の中に押し込めなかったというふうな事情がございますので、どうぞよろしく願い申し上げたいというふうに思います。

それから、7月以降につきましては、今申しあげましたような、いわゆる耐震化の工事等々、これがどんどん出てまいりますので、ですから、6月に入札の公告をいたしまして、実際の発注というか、契約については7月に入って、そして、工事はもう夏休みに入りましたらすぐそれをやる。

あるいは、河川等々につきましても、大体水が終わる時期が秋口ぐらいでございますので、7月よりも若干これは時期は下がるかなというふうに思いますが、そのころになりますと、今、議員さん申されましたような工事については、どんどん出てくるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 17番、山下議員。

○17番（山下 和明君） 用水の関係だとか、で、学校の耐震化等々、学校の耐震化にしても、もう夏休みが7月20日、21日から始まるわけでありまして、この第1四半期に準備されてもおかしくないし、で、全てが用水の関係じゃありません。

で、もともとが政権が交代したときから、こういった流れがあるということはもう御存じだったと思うんです。ですから、各課にこういった指摘というか、こういったことで景気対策のために補正予算がこれだけ打たれたんだから、前倒ししてやるべきだということは、常にそういったことは協議がされてもおかしくないんじゃないかなと、なかったんじゃないかなと思います。

で、県の執行状態を見ても、そうした景気対策に対してきちんとやっぱり対応しているという数字が出てきているわけです。しかし、防府市の場合は、先ほど指摘したような状態であります。副市長、ちょっと言いわけにしか聞こえないわけでありまして、市長も常々スピードが大事だと、対応していくというか、そういったことを言っていられるわけでありまして、7月にはそうした姿が見えてくるようにお願いしたいと思います。

で、もう一点は、防府市の場合は先んじて行革を推進してきたことは、私はよい面も多くあったと、このように認識しております。しかし——これは私見でありますけれども、庁内の専門技術職員の体制が手薄のように、私は感じております。例えば、平成21年の7月災害の復旧工事を引き合いにするのも、これ、いかがかとお思いでしょうけれど、設計作業をこなしていく、そのときには人員が足りない状況下でありました。工事発注の準備をする部署で人材が足らなければ、工事執行におくれが生じるのも当然であるわけであり、工事発注がおくれる原因に、そうした部署で働く専門技術職員が手薄になっているところに問題があるんじゃないかなと思うわけであり、そこら辺について、どのように見解しておられるのか伺いたいと思います。

それと、今後、国からの防災・減災に関する公共工事予算も増えてきます。御承知のように、平成25年度の国の当初予算にも、防災・安全交付金を1兆円を超える財源が地方自治体に向けておりてくるわけであり、これは6月補正では出ておりませんが、その後出てくるような、そういう財源がおりてくるわけであり、そうした傾向があるので、今後、そうした方向性であるならば、技術者の増員と養成も今後を見据えていくことも必要であると感じておるわけであり、あわせて、そこら辺について御所見をお伺いしたいと思います。これは市長さんにお伺いしたほうがよいかもしれませんが、もしあれでしたら、副市長でも結構です。どうぞ。

○議長（行重 延昭君） 副市長。

○副市長（中村 隆君） 職員につきましては、今、土木あるいは建築、機械、電気というふうな職種でいるわけですが、設計等々これにつきましては、かなりの数で委託を出しておるわけですが、小さい工事については直接これを、仕事を自分でやるわけですが、ただ、先ほど申し上げましたように、緊急経済対策、これは3月末に決まりまして、補正でもってこれを対応していただいたそういった経緯もございます。

そういったしますと、どうしても工事そのものについては、ある時期については設計に携わっている人手が足らんという状況も出てまいりましようが、1年を押しなべて考えてみれば、そういう状況は見えてこないんじゃないかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、ピーク時を考えて職員を採用するということは、これは控えたいというふうに思っておりますので、御理解をお願い申し上げたいというふうに思います。

それから、国の防災予算、これから1兆円程度増額をするということでございますが、これに対しましては情報をしっかり私ども見きわめながら対応してまいりたいと、こういうふうに思っております。

○議長（行重 延昭君） 17番、山下議員。

○17番（山下 和明君） 工事予定価格を決めるのに、設計、積算が今後増えてくるに従って、今、副市長が申されたように外注——委託というか——に出していくと。そうしたものが、どんどん増やせばいいものではないでしょうか。私は、できるだけ自前で頑張っていくというか、そういったことも大事なんじゃないかなと思うわけでありまして。

で、専門技術者といっても建築と土木に分かれますけれども、何の世界でもそうかもしれませんが、一人前にするには経験等、実績を積み上げていかないといけないわけでありまして。で、育成するにも数年かかるわけでありまして、そうしたことも配慮して見ていただきたいと、このように思います。

次に、公共工事労務単価の引き上げに関してでありますけれども、国土交通省の参考資料を見ますと、このたび建設投資の減少に伴うダンピング受注、行き過ぎた安価受注という、安く受注するという、こういった激化、それと、下請けへのしわ寄せによって技能労働者の賃金が低下。また、社会保険料も適正に支払われず、法令上の義務があるのに最低限の福利厚生すら確保されていない企業が多数存在する。これらが原因となって、近年若い人たちの、こういった業界に入職する者の減少が続いているといったようなことがずっと、資料が20ページぐらいにわたっております。

で、公共工事のことなんですけど、建設投資額も平成24年度の見通しは約45兆円だったと。で、ピーク時が平成4年らしいんですが、それから比べると46%減ということで、また、投資額の減少により受注競争が激化しているということで、都道府県の発注工事においても、低価格入札の案件の割合が年々増加していると。これはグラフがあるんですけども、平成17年度では低価格入札の割合が4.7%だったのが、平成22年度では28.5%と、このように低価格入札の割合が増えているということでありまして。

そうしたことがずっと、この労務単価が今回大幅に上がった理由が、参考資料として出ております。

そこで、ことしの4月の28日の新聞でありますけど、こういった記事が載っております。「今回の労務単価引き上げは過去最高の引き上げ幅です。しかし、労務単価はあくまでも工事の予定価格を算出する際に使う目安の数字で、元請の建設会社が下請けの建設労働者に支払う賃金を法的に保証するものではありません。

そこで太田国交相は、賃金を引き上げ、若手も育成したいと、元請の建設団体のトップに直談判した。太田国交相の要請に応じる形で、大手建設会社でつくる日本建設業連合会（日建連）は、25日、契約書に職種ごとの賃金単価を明記するなどの職人賃上げ対策を発表した」といった記事が載っております。

そこで、労務単価のことについては、事務レベルではやっておられると思うんですけど、松浦市長にお伺いします。例えば、山口県建設協会防府支部の代表及び役員の方々と、労務単価の引き上げで多少なりとも職人の適正な賃上げに結びつくように直談判の機会を設けられてはいかがかとは思いますが、この点について、市長、どうでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 国土交通大臣のお立場と基礎自治体の長である私の立場は著しく違うものがあるように思っております。直接お仕事をされる業界の方々の、正直に申し上げますが、どなたが会長さんなのかも私は定かにわかりません。2年に1回ぐらいかわっておられるのではないかと思うんですけども、表敬で名刺を持ってこられることもあろうかとも思うんですけども。

したがって、そういう極めて経営に直接触れるような事柄に、私の立場でどうこうというような要請を今まではしたことはございません。全て、そこらあたりの取り仕切りは、先ほど来から答弁いたしております副市長の責任において、入札等々の問題を処理してくれておりますので、幾ばくかの話し合いは持たれているようなことは聞いておりますけども、私から直接強く働きかけるということは、今まではいたしてございません。

○議長（行重 延昭君） 17番、山下議員。

○17番（山下 和明君） 今までもこういった行為はなかった。また、今後もしないということで、残念であります。

私としては、せつかく国が経済対策として公共工事を緊急経済対策ということで、各市町に財源がおりてきて、で、これらの予算によって、また、労務単価の大幅な引き上げというのはセットであろうかと思うんです。こういった市内の建設事業者がこれらの一石によって適正な価格で受注できて、多少なりとも潤うように、また、若い人たちがこういった建設業界で帰省できる環境となるように望んで、質問したところでありますけれども、今までもそういったことはなかったし、これからもそうした話し合いもされないということで、残念であるわけでありますので、この項については終わります。

○議長（行重 延昭君） 副市長。

○副市長（中村 隆君） 先ほど、市長が申し上げましたように、私は競争入札審査会の委員長でございますので、建設業界の方とは時折会う機会がございます。その折に申し上げますのは、例えば、下請けにつきましては市内業者さんを極力使っていただきたいと。あるいは、労務単価の件についてもお願いは申し上げております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 17番、山下議員。

○17番（山下 和明君） 市長にかわって副市長、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次は、胃がん予防に胃がんリスク検診の導入についてであります。

厚生労働省は、本年2月21日、胃がんの大きな原因とされるヘリコバクター・ピロリ菌の感染による慢性胃炎について、除菌治療に用いる複数の薬剤を保険診療の対象に拡大することを承認いたしました。

これには、2012年春、ピロリ菌の除菌治療を慢性胃炎まで保険適用することを求めた100万人を超える署名を集め政府に届けた公明党の強力な推進があったことを申し添えておきます。

ピロリ菌について、北海道大学の浅香正博特任教授は「ピロリ菌は胃の粘膜に生息する菌で、子どものころに衛生状態のよくない水を飲んだことなどで感染すると考えられています。そのため、上下水道が整備されていなかった世代に感染者が多く、若年世代では激減しています。ピロリ菌の感染によって胃の委縮が進むと一部が胃がんに進展していきます。最近の研究で、胃がんのほとんどがピロリ菌によることがわかっています」といった内容の記事がありましたので、参考に紹介いたしました。

日本人のピロリ菌感染者数は3,500万人とも言われており、これまで、胃潰瘍や十二指腸潰瘍などの症状に進行するまで除菌薬に保険を適用されなかったが、ピロリ菌を除菌する保険適用の範囲が本年2月21日から慢性胃炎まで拡大されたことは、将来的に胃がん、胃潰瘍などの予防につながることであり、胃がん撲滅まで視野に入れた今回の決定は大変に画期的なものであります。

また、慢性胃炎の患者は、ピロリ除菌に数万円の費用がかかっていましたが、保険適用3割の人で6,000円程度で済むこととなります。

そこで、本題に入りますが、ここ最近、胃がんはピロリ菌感染と深くかかわりがあり、胃がんは予防できるがんであることから、胃がんになるリスクを調べる検査対象を導入している自治体も増えてきています。千葉県市川市を参考にしますが、本年4月から新しく胃がんリスク検診事業を実施しています。同事業は40歳から75歳までの5歳刻みの市民の対象に受診券を配布し、市内にある指定医療機関で血液検査を行い、胃がんの原因となるピロリ菌感染の有無と胃粘膜の炎症や萎縮の程度をはかり、胃がん発生リスクを判定する検査、検診をしております。受診には600円の自己負担が必要で、70歳以上や後期高齢者医療被保険者などの場合は無料で受けられるとしております。

こうした検診は胃がんの早期発見や予防につながるもので、評価できます。ネットで調べると、全国でこうした取り組みをしている自治体の紹介がかなりあります。県内先駆けて、本市でも市川市と同様のピロリ菌に感染しているかどうかを血液検査で調べて、胃が

んにかかるリスクを判定する検診事業を導入できないか、お伺いいたします。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） 胃がんリスク検診の導入につきましてお答え申し上げます。

胃がんリスク検診は、胃がんの高危険群でございます萎縮性胃炎の進行度を測定するペプシノゲン法と、ピロリ菌の有無を調べるヘリコバクター・ピロリ抗体検査や、この両方を組み合わせた検査方法がございます。いずれも血液検査で簡単にできる検査ではございますが、平成22年1月の国の調査によりますと、全国でがん検診として導入されている自治体は、ペプシノゲン法が3.0%、ヘリコバクター・ピロリ抗体検査が1%にとどまっているようでございます。

現在、国の市町村事業におけるがん検診に関する検討会では、胃がん検診のスクリーニング検査の方法といたしまして、バリウムによる胃エックス線検査、胃内視鏡検査、ペプシノゲン法、ヘリコバクター・ピロリ抗体検査の4検査が検討されていると聞いております。

しかし、現時点で国の指針は胃エックス線検査が死亡率減少効果のある対策型検診として実施することが適当であるということから、全国の市町村で実施されておりました、本市でも胃エックス線検査を実施しているところでございます。

さらに、国や県は、がんの早い段階での発見のためには、がん検診が有効であるとし、受診率向上が最も重要な課題であり、有効な対策を講ずる必要があるとしております。

市といたしましては、今年度から胃がん検診の自己負担額を2,900円から2,300円と減額し、検診を受けやすい環境整備に努めております。

また、胃がんの原因といたしましてピロリ菌以外にも、食生活や食習慣が関係し、また、過度なストレスが要因と言われていることから、各種健康教育や健康相談などで、予防の重要性や、年1回、定期的にがん検診を受けることの必要性につきましては、一層の啓発に努めてまいりたいと考えております。

議員御指摘の胃がんリスク検診につきましては、今後、国や県の動向に注視しながら、市といたしましては、この検診にどういう形で着手できるか、前向きに検討してまいりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 17番、山下議員。

○17番（山下 和明君） 見る見るうちに時間がなくなりますので、簡潔にいきたいと思いますけれど、今、答弁では、がん検診を受ける必要性を啓発したいというようなこと

でありましたが、であれば、今の胃がん検診、それと、人間ドックの検診、これの受診率は今どうなっているのか。それと、防府市で胃がんで亡くなっておられる人数が紹介いただけるようでありましたら、お願いします。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） まず、お尋ねの胃がん検診受診率、そして、人間ドック受診を含めた受診率、胃がんでお亡くなりになられた方の人数でございますが、平成23年度は、胃がんの検診受診率は、1,453人が受診されて、受診率が6.3%でございます。24年度は1,560人が受診されておりまして、受診率が6.7%になっております。

人間ドック受診と合わせた胃がん検診受診率は、平成23年度が12.1%、24年度が13.1%でございます。

がん死亡者の数のうちの胃がんでお亡くなりになられた人数でございますが、22年度と23年度の数字で申し上げますと、22年度は、がん死亡者数が410人のうち、胃がんでお亡くなりになられた方が61人、14.9%を占めております。23年度は367人の方ががんでお亡くなりになられておりまして、胃がんで死亡された方は59人、16.1%でございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 17番、山下議員。

○17番（山下 和明君） 人間ドックの受診率がえらい高いですけども、もう一度お願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） 人間ドックの受診率とがんの検診の受診率を合わせたものでございますが、23年度が12.1%、24年度が13.1%でございます。

○議長（行重 延昭君） 17番、山下議員。

○17番（山下 和明君） 要するに、胃がん検診は6.3%と、人間ドックと合わせて12%から13%、低い受診率ということですね。1割も、胃がん検診の受診率は10%をかなり下回っているし、まあ合わせてですから、かなり低い受診率。

で、こういったことでもありますので、例えば市川市と同様の、先ほど申しましたけれども、こういったシステムというか、こういった仕組みにするとどのくらいの試算が、要するのか、この点についてはいかがですか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） 市川市はペプシノゲンとヘリコバクター・ピロリの抗

体検査を両方を合わせたABC検査をされていると思いますが、この検診の受診料は自由適用というふうになっておりますので、市川市の単価をそのまま用いることは難しいと思います。

で、私どもで、例えば40歳以上から75歳まで、5歳刻みで抽出をした場合の対象者数は約1万2,700人と見込んでおります。その中から、例えば20%の方が受診をいただくとして2,500人ぐらい。例えば、防府市で仮にこの自由適用の料金を6,000円と設定した場合、市川市は1割負担で600円ということですから、6,000円と試算した場合には、大ざっぱに言わせて1,500万円ぐらい必要だろうと考えます。

○議長（行重 延昭君） 17番、山下議員。

○17番（山下 和明君） 40歳、45歳、5歳刻みでいけば、一度ピロリ菌の検診を受ければ、あるかないか、わかるわけでありますので、最初は要するに検診の持ち出しは多いかもしれませんが、その都度その都度刻んでやるわけですから、自分はピロリ菌に感染していないという方は、それで結構なわけでありますので、そういうことから考えれば、最初言われるような1,500万円よりどんどんやはりピロリ菌への検診の額というものは下がっていく可能性はあると思います。

で、今、胃がんリスク検診のその血液検査で、はかるわけでありますが、ABC検診ということでランクづけになっています。

で、これ少し参考に資料を紹介しますが、例えば自分がピロリ菌の検診を受けた。そしたら、A、B、C、Dと分かります。Aというのは要するに陰性ということで、ピロリ菌に感染してないと。で、Bという人はピロリ菌の感染がまだ低い。それが、C、Dとなってくると、だんだん、いわば胃がんになる確率が高くなっていくということでデータもあるわけであります。

これは、ピロリ菌の関係について、厚生労働省の研究班の主任研究者、津金昌一郎、国立がんセンター予防研究所の研究報告からといったのがあります。で、かなり立場的にもそういう権威のある立場の方であろうかと思えます。

で、胃がんの原因の一つとされるピロリ菌、しかし、実際にはピロリ菌が胃がん発生にどの程度関与しているのか、どのような条件でどのくらいリスクが高くなるなど、詳しいことは余りよくわかっていなかった。そんな中、国立がんセンターの津金昌一郎部長は、主任研究者として研究班が保存血液を用いてヘリコバクター・ピロリ菌などの胃がんリスクとの関係を調べた結果、ピロリ菌感染者の胃がんリスクは非感染者の5.1倍になることがわかったということで、ずっとこれが血液検査で全国14万人の方を20年間追跡調

査した結果とか、そういった立場の方が報告されているわけでありまして。そうしたことで、先ほど申しましたように、慢性胃炎まで、今回ピロリ菌の除菌が保険適用されるようになったというようなことでもあります。

で、これが、人間ドックで血液を抜きますよね。血液検査をするじゃないですか、肝臓だとか。それとか、糖尿病だとかいう。ですから、その人間ドックの中に任意で、自分が要するに負担でその検診ができるようにすることというのは、これはできないんでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） 今、議員が御提言なさいました人間ドックの中に1項目を加えるという方法が、私としては普及を図るためには一番いい方法ではなかろうかとも思います。

ただ、国のがん予防の対策としましての見解ということでございましたら、やはり国としましても、ピロリ菌が胃がんに関与しているということは認識をされた上で、今、研究をされておりまして、胃がん検診におけるヘリコバクター・ピロリ菌の検査のあり方について、今検討中であるというのが国の見解でございます。

また、消化器がん検診学会というところの理事長が、ことしの1月に見解を述べられておりますけれども、この今のリスク検診——ABC検査と言われておりますけれども、この血清マーカーを用いた検診につきましては、実施方法そのものが確立されたとは言いがたいものでございまして、死亡率低減効果等有効性の検証がやられてないということから、対策型検診として推奨されていないという現状を踏まえると、除菌治療を組み込んだこの検診を計画的、比較試験等による適正な評価を得ることなく拡大していくことには、看過できない大きな問題であるとされておりまして、一方で、このヘリコバクター・ピロリ菌除菌方法に関する日本胃がん予知・診断・治療研究機構も、やはりABC分類を応用した胃がんリスク検診を、エックス線胃がん検診の代用としてではなく、胃がん対策のファーストステップとして、公的な検診や職域検診を含む全ての検診現場に導入することを推奨すると、推奨ということでお考えになっていらっしゃるようでございますので、私どもとしましても、医師会の御理解と御見識を伺いながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（行重 延昭君） 17番、山下議員。

○17番（山下 和明君） ありがとうございます。思いは一緒です。お願いします。

で、ピロリ菌に感染しているから、必ずしも胃がんになるというもんじゃないわけでありまして。胃がんになるリスクが大きくなるということ、自分はピロリ菌があるのかないのか、感染しているのか、いないのか、これがまず知りたいわけです。で、余裕のある人

が自己負担でピロリ菌を除菌すればいいわけであります。全国各地たくさんそういった方はいらっしゃるだろうと思います。そうした機会を、知る機会を早く設けていただきたい。できれば、それに対して多少なりでも支援ができればということで質問をさせていただきました。早いうちに来年度予算にこういった治療ができますよう念じて、私の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 以上で、17番、山下議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、9番、上田議員。

〔9番 上田 和夫君 登壇〕

○9番（上田 和夫君） 会派「明政会」の上田和夫でございます。通告に従いまして質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

今回の質問は、高齢者の今後の推移による介護保険についてで、1つ目が、認知症の方をどのように支援していくのか。2つ目が介護予防対策についてです。

私は高齢者の皆様のお世話をさせていただき33年目になり、現在は介護支援専門員の仕事に携わっております。介護支援専門員とは、要支援、要介護と認定された人から相談を受け、適切なサービスを受けられ、自立した日常生活を送れるように、居宅サービス計画を作成し、自治体、各種サービス事業者、入所施設との間で連絡調整をする仕事です。

最近相談を受ける中で、特に認知症の方が増えておられます。認知症とは大きく分けて2種類あります。1つは老人性認知症で、年をとるとともに脳が変形、萎縮するために、判断、理解、記憶、計算などの知的機能の低下や性格の変化が見られ、普通の日常生活や社会生活が保てなくなるものです。

2つ目は、脳血管性認知症で、脳梗塞、脳出血などの脳の一部に障害が起こり、認知能力が低下するもので、障害が起こった場所によって失語症となったり、運動障害が生じたりいたします。

さて、私の運営している事業所で最近あった老人性認知症の方の困難事例を紹介したいと思います。ひとり暮らしの高齢者で、被害妄想が強く、自分の持ち物をどこにしまったのか忘れてしまい、他人のせいにして騒ぎ立てたり、誰かに盗まれたと思い、近所の方にどなり込んだり、自治会長や市役所に訴えたり、特にひどいときは昼夜構わず何度も警察に通報し、そのたびにパトカーが自宅に来て、近所の方が驚いていらっしゃいます。

しかし、本人は誰一人私の言うことを理解してくれないと何度も同じことを繰り返し、近所の人たちも迷惑行為を受け、精神的にまいっていると相談を受けました。

この現状は、まだまだ社会の中で認知症の方々の理解が得られていないことから、この

ようなトラブルになっているように思われます。今後、高齢者の増加が見込まれ、それに伴い認知症の方も増えると、地域でのトラブルも増大するのではないのでしょうか。

そんな折、6月2日付の毎日新聞の認知症の記事によると、厚生労働省研究班の調査で、65歳以上の高齢者約3,000万人のうち、認知症の人は推計15%で、2012年時点で462万人に上り、認知症になる可能性がある軽度認知障害の高齢者も約400万人以上いると推計され、65歳以上の4人に1人が認知症とその予備軍となる計算で、早急な対策が必要となると書かれていました。

このようなトラブルへの対策として、厚生労働省が行っている認知症への取り組みの中で、認知症を知り、地域をつくるキャンペーンの一環として、認知症サポーターキャラバン事業があります。認知症サポーターキャラバンとは、認知症サポーターを養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちになることを目指しています。

また、認知症サポーターは、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者です。認知症サポーターには地域住民や金融機関、スーパーマーケットの従業員、小学生、中学生、高等学校の生徒さんなど、さまざまな方がいらっしゃいまして、平成25年3月31日現在、全国で410万人を超える認知症サポーターがいらっしゃいます。

そこで、1つ目の質問ですが、防府市において認知症サポーターを養成する講師を務めるキャラバンメイトを養成する講座の受講状況及び認知症サポーター養成講座の実施状況について、また、今後の認知症の方をどのように支援していくのかをお尋ねいたします。

次に、ことしの3月に国立社会保障人口問題研究所が、平成22年の国勢調査をもとに平成22年から平成52年までの30年間について、日本の地域別将来推計人口をまとめ、発表をいたしました。この推計は、将来の人口を都道府県市区町村別に求めることを目的としたものです。この推計結果から、日本の総人口は長期にわたって減少するものの、高齢者人口は増大します。

それでは、現在から要介護認定者が急増する75歳以上の団塊の世代が到達する2025年までの将来推計人口を比較してみたいと思います。

まず、国においては2010年の人口が約1億2,800万人、65歳以上の高齢者が約2,900万人で、高齢化率は23%ですが、2025年には人口が約1億2,000万人、65歳以上の高齢者が約3,600万人で、高齢化率は30.3%となります。

山口県においては、2010年の人口が約145万人、65歳以上の高齢者が約40万人で、高齢化率は28%ですが、2025年には人口が約127万人、65歳以上

の高齢者が約45万人で、高齢化率は35.4%となります。

我が防府市においては、2010年の人口が約11万7,000人、65歳以上の高齢者が約3万人で、高齢化率は25.4%であります。2025年には人口が約10万9,000人、65歳以上の高齢者が約3万5,000人で、高齢化率は32.4%となり、人口は8,000人減少しますが、高齢者は5,000人増加となります。これは、ほぼ3人に1人が高齢者となります。

また、防府市においては、介護保険制度が始まった2000年の介護認定者約3,000人が、2010年には5,700人と1.9倍になり、介護給付費は2000年の約42億円が、2010年には約71億円となり、約1.7倍となりました。今後高齢者が増大すれば介護認定者が増え、介護給付費も確実に増加が見込まれる一方、40歳から64歳までの第2号被保険者は減少するなど、現在のまま推移すれば、10年後は介護保険料の大幅な上昇は避けられないと思います。

また、防府市においては、65歳以上の約2割の6,000人の方が要介護、要支援認定を受け、そのうちの約7割の4,300人の方が介護サービスを利用されておられます。特に要介護度が軽度の要支援者1、2の方が増加しています。要支援とは、要介護状態までにはいかないものの、家事や身の周りの支援などの日常生活に支援を必要とする状態です。

要支援者は2000年の介護保険導入時には認定区分の集計が今とは違いますが、約500人いらっしゃいましたが、2010年には約1,000人と、2倍となっております。要支援者の介護給付費も2000年の1,000万円から、2010年は約3,700万円と3.7倍と急増しております。今後もこの傾向は続くと考えられます。

そこで、体を動かさない状態が続くことによって、心身の機能が低下して動けなくなることを防ぎ、要支援者を増やさないために、介護予防が重要となってきます。介護予防とは、要介護状態の発生をできる限り防ぎ、おくらせること、そして、要介護状態にあってもその悪化をできる限り防ぐこと、さらに軽減を目指すことであります。

そこで、2つ目の質問ですが、防府市において10年、20年後を見据えた介護給付費を抑制することが重要と思いますが、それには介護が必要となる状態の発生をできる限り防ぎ、あるいは、状態の悪化をできる限り防ぐ、先ほど説明をいたしました介護予防が重要ではないかと考えますが、現在どのような事業を実施しているのか、また、今後どのような介護予防対策を考えているのかをお尋ねをいたします。

○議長（行重 延昭君） 執行部の答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

1点目の認知症の方をどのように支援していくのかのお尋ねでしたが、御質問のキャラバンメイト養成講座の受講状況といたしましては、平成18年度から平成24年度末までに県の養成講座を受講し、59名がキャラバンメイトとなっております。

次に、認知症サポーター養成講座の開催状況でございますが、平成19年度から24年度末までに地域住民、民生委員、友愛訪問員を初め、教育機関、金融機関、行政機関など地域や職場、学校など、さまざまな場面で養成講座を41回開催し、認知症サポーター数は1,328名となっております。

認知症サポーターに期待されることといたしましては、議員御指摘のとおり認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守るよき理解者となっていただくことでございます。これからも高齢者の生活に身近な商店や銀行などの金融機関及び地域や学校などで、その対象者に応じ認知症介護劇を取り入れるなど、わかりやすい講座の開催に努め、より多くの方に認知症サポーターになっていただけるよう取り組みを進めてまいります。

今後の認知症対策といたしましては、認知症の正しい知識の普及や啓発とあわせ、地域で認知症高齢者の生活を支えるためには、相談体制の充実や介護サービスの質の向上が大変重要と認識いたしております。

これを踏まえ、昨年度から認知症対策総合支援事業として、認知症地域支援推進員の配置及び県立総合医療センターの医師に認知症相談医をお願いし、市民の方々や関係機関へ周知するとともに、相談をお受けいたしております。

今後も認知症の早期発見、早期対応のために、県、市の行政機関や市内4圏域の地域包括支援センターと連携を図りながら相談体制の整備に努めてまいります。

さらに、認知症の高齢者や家族に対し、質の高い認知症ケアを提供するために、関係職種を対象とした研修会の充実や個別事例の検討を行う地域ケア会議を通して、介護サービスの質の向上を図ってまいります。

次に、2点目の介護予防対策についてのお尋ねでしたが、高齢者の健康寿命を延ばし、生活の質を高めるためには、生活習慣病予防と介護予防を総合的に展開することが極めて大切であると私も認識しております。

このうち、介護予防対策であります介護予防事業には、全ての高齢者を対象とした1次予防事業と、要介護状態になられるおそれのある高齢者を対象とした2次予防事業がございます。現在の本市の介護予防事業といたしましては、1次予防事業としてパンフレットの配布や市広報への掲載などによる介護予防の知識の普及啓発活動及び日常生活に実践的な介護予防を取り入れるためのウォーキング教室や、はつらつ健康教室、口腔ケア教室な

どの介護予防教室を開催いたしております。

また、介護予防活動の育成・支援事業といたしまして、各地域で開催されております「ふれあいいきいきサロン」や健康運動指導士や歯科衛生士、管理栄養士などの派遣や、「防府市いきいきシルバーの集い」、あるいは、「防府市いきいきシルバーふれあいスポーツ大会」を開催するなど、高齢者の主体的な取り組みの支援を行っているところでございます。

2次予防事業といたしましては、回答内容から、2次要望事業対象者が把握できる基本チェックリストを配布し、対象者の把握に努めております。その結果、2次予防事業対象者と判断された高齢者に対しましては、担当地域の地域包括支援センターの職員が訪問を行い、対象者それぞれの対応を把握し、適切な介護予防事業へと結びつけるマネジメントを実施しているところでございます。

しかし、まだまだ介護保険被保険者の介護予防に対する意識の低さを感じておりますので、今後の介護予防対策といたしまして、高齢者一人ひとりが早い時期から介護予防の意義に気づいてもらえるような働きかけを積極的に行い、地域のさまざまな組織・団体が自主的な介護予防の活動が行えるような地域づくりを目指して取り組んでまいりたいと存じます。

このような地域が拡大することで介護予防の意識が高まり、2次予防事業対象者の介護予防活動への参加につながり、高齢者の中で要介護、要支援認定者の割合を減少させ、介護給付費の増大の抑制が図られ、ひいてはいつまでも生き生きと安心して生活、まちづくりができるのではないかと考えているところでございます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 9番、上田議員。

○9番（上田 和夫君） 御答弁ありがとうございました。それでは、再質問をさせていただきます。

現在、防府市での認知症の方の人数、それと、先ほど御答弁の中でいただきましたキャラバンメイトの方が今59名、認知症サポーターの方が1,328名というふうにおっしゃいましたが、その中で、市の職員の方でキャラバンメイトの方が何人いらっしゃるのか、認知症サポーターの方が何人いらっしゃるのかをお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） まず、認知症の方の人数でございますけれども、市が把握しております認知症高齢者の日常生活自立度が2以上の方につきましては、平成24年度末で3,578人としております。

次に、市の職員でキャラバンメイト及び認知症サポーターにそれぞれ登録されている人数ということでの御質問でございますけれども、キャラバンメイトが59名ということで、そのうちの市の職員は10人、それから、サポーターにつきましては1,328人のうち私どもの職員としては48名でございます。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 9番、上田議員。

○9番（上田 和夫君） 今、御回答いただきましたキャラバンメイト及び認知症サポーターの方は、市の職員の人数がかなり少ないように思われました。

そこで、私の提案ではあります、市の職員の皆さんに、まあ全員に近いですが、認知症サポーターにすることができないでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） 御提言をいただきました市の職員全員をとということでございますが、大変私どもも日常の業務の中で市民の皆様と接する機会が多くございますので、大変重要なことだと考えております。市の業務や職員が生活をしている地域におきましても、認知症の方にかかわる機会というのは非常に多いわけございまして、市の職員が全員認知症サポーターとなって認知症を理解した上で、御本人や御家族の応援ができればと考えております。

昨年度、認知症サポーター養成講座というのを市の中で開催しておりまして、これは「暮れ六つTryあぐるセミナー」と称しております。17時30分以降、職員が講師になりまして職員に対して研修会を行うという制度がずっと職員課のほうで行われておりまして、その中で、私どもも実は研修を受けております。

そのようなことで、研修の成果としては、こういうオレンジリングを講習を受講したということで最終的にはいただいておりますが、こういったことで職員の研修につきましても積極的に取り組んでいきまして、サポーターを養成してまいりたいと考えております。

○議長（行重 延昭君） 9番、上田議員。

○9番（上田 和夫君） ありがとうございます。防府市においては、今おっしゃったように、キャラバンメイトの受講、認知症サポーターの養成を積極的に行っていらっしゃって、市の職員の方も将来的にはもっと増やしていくというふうにおっしゃいましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、認知症の方は生活する上でいろいろな困り事が出てきます。本人の不安や戸惑いはもちろん、介護する家族のストレスなど、乗り越えなければならない壁が幾つもあります。困ったとき、苦しいときに周囲の人が理解を示し、優しく支え合うまちづくりを目指

していただき、認知症の方々が一日でも長く住み慣れた地域で生活できるような支援をお願いいたします。

また、防府市においては、先ほど御説明がありました介護予防事業につきましても、福祉の分野だけではなく、例えば総合型地域スポーツクラブの、防府市にはコミュニティスポーツ右田がございまして、高齢者とスポーツを通じて健康増進と生きがいづくりを行っていらっしやいます。

このように、防府市全体で介護予防事業を推進していただきたいと思います。そして、その介護予防事業によりまして要支援者の方が重度化しない、また、要支援者とならないように、いつまでも生き生きと元気な高齢者を増やしていただくよう要望いたしまして、質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 以上で、9番、上田議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、2番、久保議員。

〔2番 久保 潤爾君 登壇〕

○2番（久保 潤爾君） おはようございます。「無所属の会」の久保潤爾でございます。昨年11月に初当選をし、初めての一般質問となります。大変緊張しております。どうぞ緊張している新人議員がよく理解できるような、わかりやすく、前向きな御答弁を執行部の皆様にはどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問に入らせていただきます。

1点目、小学校と公民館の一体化についてでございます。

ことしの2月に総務部より、次期行政改革の基本的な方向性についての説明がありました。その中の本市を取り巻く現状についての説明は、扶助費、社会保障費の増加傾向、市税収入の減少など、大変厳しい内容でありました。

そのように財政状況が厳しくなる一方で、公共施設の更新費用の推計は1年当たり42.9億円、2010年から2049年にかけては総額で1,716.3億円が見込まれるとのデータが提示されました。今後の市の財政状況を考えますと、公共施設の更新は非常に大きな負担となっていくであろうことが予想されます。

この状況を受けて2月の説明では、今後の行政改革は経営の視点を取り入れて、本市の将来都市像、目指すべき姿へ向かって、限られた行政資源を最大限に活用し、質の高い行政サービスを継続的に提供するとされ、また、その仕組みづくりに取り組むとされました。

そして、行政経営とは、市にとって最適な事業施策を選択し、限られた行政資源を集中して、効率的、効果的な施策を展開することとしています。公共施設は重要な行政資源で

あります。現在、防府市では公共施設白書の作成に着手されていますが、これが完成しましたら、さきに述べました行政経営の方針にのっとって公共施設の選択と集中を行っていかれることと思います。

ところで、防府市の公共施設の4割は学校施設ですが、ほとんどが人口急増期である1970年代から1980年代前半にかけて建設されたもので、築年数が40年以上のものが22.8%、30年以上40年未満のものが40%となっております。

また、今回質問に上げております公民館については、築年数が新しいもので23年、最も古いものが40年、文化福社会館を除く各地区の公民館の平均築年数は約31年となります。今後、10年、20年が経過する中で、この学校施設と公民館施設の更新が大きな課題になってくるのではないかと思います。

そこで、お尋ねします。市が今後の行政改革の方針とされている行政経営の視点に基づいて、小学校施設と公民館を一体化するお考えはないでしょうか。小学校の新校舎建設の際に、公民館施設としての機能も兼ねて建設することによって、新しい小学校校舎と新しい公民館を別々に建設するよりも費用が抑制されます。また、管理コスト、ランニングコストも一体化した施設のほうが下げられるのではないかと思います。

そして、コスト面だけではなく、防府市においては現在策定中の防府市教育振興基本計画において、地域の教育力の低下を課題として上げられ、地域ぐるみの教育の推進をその施策の一つとして上げられています。その基本計画の中では、生涯学習の拠点となる施設の充実についても触れられ、公民館の地域活動の拠点施設としての重要性にも言及されておられます。小学校と公民館を一体化することによって、児童と地域の方々との交流が深まり、お互いがいつも顔の見える関係になることで、地域コミュニティの再生につながり、地域で子どもを育てるという機運が醸成され、一体化した施設が地域活動の一大拠点となることが期待され、教育振興基本計画の方針にも沿うものだと考えます。

実際に、この小学校と公民館の一体化を行っている自治体があります。埼玉県志木市の志木小学校では、一体化によって地域住民との直接的な触れ合いを通して、子どもたちの知恵、知識、社会性が生まれ、子どもたちがみずから学び、みずから考える教育が推進できたとされています。

また、神奈川県平塚市の大原小学校では、地域住民で催す公民館行事、公民館まつりへの児童の積極的な参加が見られ、学校の音楽室における住民参加の音楽会が行われたり、それぞれの施設を利用した公民館利用者と児童の交流が進められているそうです。

静岡県焼津市の東益津小学校では、特別教室を小学校と公民館の共用とし、児童、地域住民の交流が図られるとともに、施設の効率的な活用が行われているそうです。

また、安全面でも来訪者へのしっかりしたチェック体制は必要ではありますが、地域住民の目が常にあることで、子どもの安心・安全度は高いとの報告をされている施設が多くあります。

このように、小学校と公民館施設を一体化することは、それによって行政サービスを低下させるものではなく、学校と公民館が互いにその機能を高め合うようになりますので、行政経営でいうところの行政資源を集中して効率的、効果的な施策を展開すること。また、限られた行政資源を最大限に活用、最適配分し、質の高い行政サービスを継続的に提供できる仕組みづくりにも合致すると思われま。

平成24年8月24日の中央教育審議会教育振興基本計画部会の第2期教育振興基本計画についての経過報告では、「社会全体で子どもたちの活動や地域コミュニティの形成を支援する取り組みの推進として、学校支援地域本部、放課後子ども教室などの取り組みを充実させ、PTAをはじめ地域住民が子どもたちの学びに参画、支援するための体制の構築を目指し、学校や公民館等の社会教育施設をはじめとする学びの場を拠点に、地域コミュニティの形成を促進するための地域住民の学習活動を支援する。あわせて、学校施設と社会教育施設の複合化や、余裕教室の活用を促進する」とあります。

防府市においても、学校支援地域本部事業、放課後子ども教室、特別教室の地域への開放、コミュニティスクールなど、地域とともにある学校づくりへの努力を行われていますが、地域の教育力をより強化するために、また、地域再生のために、小学校と公民館を一体化して地域コミュニティの一大拠点とすることを考えてみてはいかがでしょうか。単なるコスト削減のための一体化ではなく、両施設が互いに機能を高め合い、行政サービスの質を向上させることのできる一体化であると思いますが、どうお考えになりますでしょうか、御答弁をよろしく願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 2番、久保議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

公共施設のあり方が今見直されていく中で、地域ぐるみの教育の推進のため、また、公民館施設の機能の強化のためにも、小学校と公民館を一体化することはできないかとお尋ねでしたが、後ほど詳しく申し上げますが、議員からは行政経営の視点というお言葉もあり、お尋ねのあったところでございます。

私は、さきの議会におきまして、「行政における経営改革とは、市民の目線に立った政策を決定し、市民のニーズに合った行政サービスを提供するとともに、将来に責任が持てる政策を実現し、市民満足度を高めていくことであり、そのためには、健全な財政を維

持・確保しつつ、真に必要な事業を選択すること。また、常に時代の変化に対応することが必要である」と申し述べさせていただいたところでございまして、先ほど議員から、この意に沿った御質問をいただきましたことに、まずもって敬意を表しますとともに、感謝申し上げます。

議員御案内のとおり、高度経済成長期に建設いたしました本市の多数の公共施設につきましては、築後相当の年数を経て老朽化も見られるようになり、更新時期を迎えつつあることは誰もが認識しているところでございます。

私は、市長の立場をいただいてから、防府市生涯学習推進協議会の本部長という職務を務めさせていただいておりますので、その立場から多少教育に踏み込んだ答弁もさせていただきたいと思っております。

近年、社会がますます複雑化、多様化し、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中で、学校、家庭、地域が連携し、地域ぐるみで子どもを育む仕組みづくりが求められておりますことは御承知のとおりでございます。

こうした中、本市では昨年度全小・中学校をコミュニティ・スクールに認定されて、学校運営協議会を通じて保護者や地域の皆様の声を反映した学校運営が教育委員会を中心に順調にされているところであり、喜ばしいことでございます。

また、子どもたちの登下校を見守る活動や、安全で安心な放課後の居場所づくりとしての放課後子ども教室、学校での教育活動を支援する学校支援地域本部事業など、地域が主体となって子どもの育ちを支える取り組みも、本市では実施されているところでございます。

一方、公民館でございますが、地域の学習拠点として各種学級や講座をはじめ、学習情報の提供や地域の交流事業も行われておりまして、公民館で得られた学習成果や知識、技能は、人と人とのつながりにより学校のさまざまな支援活動に生かされるなど、こうした地域の教育力を生かした取り組みは、今後ますます重要になるものと考えております。

私は、市長就任以来、本市の学校施設を改築するに当たりまして、平成15年度以降に建設した6校の屋内運動場に会議室などの地域連携機能を設けることを進めております。また、牟礼小学校の校舎改築や小野小学校の新築の際にも同様の機能を充実して持たせるなど、地域と学校との滑らかな連携を施設面から支える取り組みを行ってまいりました。

今後、校舎の耐震化事業により改築を予定している学校、二、三ございまして、学校では、こうした地域連携機能を一段と強化することとしておりまして、会議室のほか、図書室、家庭科室などの特別教室なども活用できないか、現在、既に検討に入っているところでございます。

さて、議員御提案の公民館と小学校を一体化させるということにつきましては、学校に地域連携の機能を持たせるといった、これまでの考え方をさらに進化させる、進めさせるものでございまして、地域に住む大人と子どもがともに学び、地域の教育力向上や地域コミュニティの構築を促す上で、次代を見据えた大変斬新的で有効な御提案であると敬意を表する次第でございます。

折から、国におかれましては、学校施設等、公民館などの社会教育施設との一体化に関しまして「公民館等の社会教育施設を拠点として、地域の課題解決に向けた講座の開催などの学習活動や地域活動の支援等を行うことで、地域コミュニティの形成につなげていく取り組みを推進するとともに、学校施設と社会教育施設等との複合化を促進する」とされているところでもございます。

県内では、公民館を併設した小学校が下松市にございます。また、他県におきましても地域に開かれた学校で、地域ぐるみの教育を推進するため、小・中学校と図書館、公民館が一体となった複合施設を建設した事例もあるようでございまして、近いうちに私もぜひ出向いて勉強してまいりたいと思っているところでございます。

現時点、本市では、御承知のとおり公民館は小学校区ごとに、学校とは別の場所に設置しておりますが、それぞれの地域の皆様に愛され、効果的に御活用いただくなど、現時点では、その機能が十分果たされていることは議員も御承知のことと存じます。地域の教育力を生かした教育活動を行うことは、本市教育の最重要課題でありまして、議員御提案の小学校と公民館を統合するといった施設面での環境整備により、学校と地域との連携を深めていくということは極めて意義があることと考えております。

今後、行政経営改革の中で、これらの公共施設のあり方を総合的に検討するため、将来的な更新コストなどを整理・分析した（仮称）防府市公共施設白書を作成することといたしておりまして、学校や公民館などの一体化につきましても、今年度から開始いたします公共施設マネジメント事業での一つの重要な視点といたしまして、検討課題に上げてまいりますとともに、地域や学校関係の方々の御意向もしっかり拝聴しながら、前向きに協議してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 2番、久保議員。

○2番（久保 潤爾君） 御答弁、どうもありがとうございました。大変前向きに御答弁いただきまして、感謝しております。どうぞ地域の教育力の向上のため、あるいはまた、インフラ、公共施設の面からもぜひ進めていっていただきたいことであると思います。

それでは、再質問をさせていただきますが、今、市長から大変前向きに進めていただけ

るというふうに御答弁いただけたかと思いますが、この教育施設を所管されております教育委員会のほうは、どのような御所見を持っておられるのか、お尋ねしたいと思います。どうぞ、よろしく願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（原田 知昭君） お答えいたします。

御紹介がありましたように、本市の学校施設及び公民館施設につきましては、築後かなりの年数が経過しております。その時々で補修・改修工事を施し、長寿命化を図っておりますが、いずれ近い将来、建て替え、改築の時期がやってまいります。御提案の小学校と公民館の一体化、先ほど、本市が進める行政経営の考え方にも沿ったものであるとお答えをいたしましたように、教育委員会といたしましても、地域ぐるみの教育の推進を図られるといったメリットを最大限に生かすこととなるであろうこの学校施設と公民館施設の両者の一体化、これは施設の複合化、多機能化と充実になろうと思っておりますが、一つの目標として、公共施設マネジメント事業の中で、一定の方向づけを行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 2番、久保議員。

○2番（久保 潤爾君） どうも御答弁ありがとうございました。

今、公共施設の一体化というお言葉も出てまいりました。小学校と公民館の一体化に関しては、マネジメント事業の中でも取り上げていただけるということで、大変ありがたいことと思っております。

そして、これは再質問ということで、構造改革特別区域法という法律がございます。こちらが、平成21年の5月に改正・施行されております。その中で、社会福祉施設あるいは自治体の出張所、こういった自治体の長が管理・整備する施設と、社会教育施設、公立学校施設、教育委員会が管理・整備するこの施設。これまで、これを一体的に管理・整備するというのが、こういった、所管が違うということで難しかった面が、構造改革特区になることによって、一体的に管理・整備ができて、そして、社会教育施設や学校施設と、ほかの公の施設との複合化など、促進を行うことによって、住民の便宜の向上を図るといような法律がございます。

こういった特区の考え方を今後、考慮されるというお考えはありますでしょうか、お聞かせください。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（原田 知昭君） お答えいたします。

今、御紹介の21年の構造改革特区の御紹介でございました。この中には、学校施設、

それから社会教育施設、それから市長部局でございます出張所という機能、そういったものにつきまして、今までは教育委員会と市長部局とで分けて、管轄して運営しておりました。

この特区を使いますと、教育委員会で管轄しております施設につきましても、市長のほうでも管理運営ができるというふうな、こういった特区の権限になっております。

この辺につきましては、本市の公民館には出張所が確かに付随してついております。こういうことで、学校施設と公民館施設、出張所施設と、もう一つプラスアルファがあるわけでございますが、こういったものにつきましても将来的な一体化という中でクリアしていかなければならない課題と思って、考えております。この辺につきましては、今から研究させていただきたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 2番、久保議員。

○2番（久保 潤爾君） ありがとうございます。確かに出張所に関する部分が本当にクリアしなければならない課題であるんだと思いますが、どうぞ、今、申されましたようにしっかりと検討されて進めていただければと思います。

先ほど市長の御答弁の中にもありましたが、地域の特性を考えるとということがございました。先ほど事例で引きました埼玉県志木市の志木小学校は、そういった複合化をするに当たって、学校関係者の方、保護者の方、地域住民の方を交えて委員会を立ち上げられて、2年の月日をかけて実行に移されたというふうに聞いております。

また、もう一つ、東益津小学校のほうは、これは地域のコミュニティが非常によく発達していて、風通しもよい地域だったということで、その複合化の話が出たときには、割とすんなりと受け入れられて、そのまま複合化ができたというような話も聞いております。要は、地域によってさまざまな特性、さまざまなそれまでの伝統というのがあると思っておりますので、そういった声をしっかりと聞きになりながら、ぜひ進めていただければと思います。

これを要望いたしまして、第1の質問を終わらせていただきます。

○議長（行重 延昭君） では、続いてどうぞ。

○2番（久保 潤爾君） それでは、続きまして質問の2番目、空き家等の適正管理に関する条例についてお尋ねいたします。

先日、5月に初めて議会報告会に参加させていただきました。先輩議員の的確な受け答えと、あと、市民の方々の市政に対するさまざまなお考えを聞くことができ、大変勉強になりました。

その報告会の中で、空き家等の適正管理に関する条例について質問が何件かございませ

た。市民の方々にとって関心のある内容であるということだと思います。

特に、台風などの自然災害があったときに、倒壊する可能性のある空き家の隣り、あるいは近くに住まわれている方は切実な危機感を持っておられることと思います。

また、空き家での火災発生のおそれ、あるいは、犬、猫のすみかとなっている。中高生がたまり場に使っている。敷地内にスズメバチの巣がある。敷地に生えた樹木のせいで緊急車両が通行できなくなる可能性があるなど、空き家に関する問題は市民の身体、財産の安全を脅かす可能性をはらんでおります。

近年、ほかの自治体でも空き家の増加に関する問題が増え、条例の制定を行う自治体も増えています。防府市でも昨年7月に空き家等の適正管理に関する条例が施行され、約1年が経過いたしました。その中で、空き家を適切に除却することの難しさが浮き彫りになってきたように聞いております。

そこで、以下の点についてお尋ねします。

まず、条例施行後から現在までに、空き家の通報件数は何件であったか。その中で、処理が完了した件数は何件であったか。そして、この業務に携わる職員体制についてお答えください。また、市民の方から、通報はしたが、その後どのような状況になっているのかわからないという声がありました。恐らく処理が完了していない案件についてだと思いますが、通報者に対して経過の報告はしておられるのでしょうか。

そして、先ほど申しましたように、空き家を適正に処理することにはさまざまな難しい問題があるようですが、現在の空き家対策の現状についてお聞かせください。

そして最後に、条例の附則において、この条例の施行後3年をめぐりとして、この条例の施行の状況及びほかの条例の空き地に関する規定の施行の状況を勘案し、この条例について、行政代執行に関する規定も含めて検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとするがありますが、今後、すぐにでも倒壊する可能性があるような危険な空き家が出た場合に、手を出すことができないというようなことにならないためにも、この附則の3年という文言に捉われず、行政代執行の規定を条例に盛り込むことを早急に、具体的には今年度中にされるお考えはないのでしょうか。

以上、何点かありますが、御答弁よろしく願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 答弁を求めます、土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） それでは、空き家等の適正管理に関する条例についての御質問にお答えいたします。

議員御案内のとおり、この空き家等の問題につきましては、近年全国的に顕在化してきており、多くの自治体はその対策を強化するため、急速に条例化を進めている課題でござ

います。

本市といたしましても、平成24年3月28日に、防府市空き家等の適正管理に関する条例を制定し、同年7月1日より施行いたしまして、県内でも最も早く対応してまいったところでございます。

初めに、空き家条例制定後の市民からの通報件数と対応処理の状況についてでございますが、条例制定後の平成24年度、市内全域から70件の情報提供がございました。条例制定の前年でございます平成23年度の通報件数が3件ございましたので、条例施行に当たり、市民の皆様から大きな御期待をいただいているものと認識いたしております。

この結果、条例制定前から老朽危険家屋として対応しておりました21件を加えまして、平成24年度における本条例の対象案件は計91件となりました。このうち、現在までに5件が家屋解体等により措置完了いたしまして、残る86件、これにつきましては調査中あるいは助言指導中でございます。

86件の現況について御説明いたしますと、建物の破損があるものが30件、建物に軽微な破損があるもの28件、建物に破損はなく雑草繁茂の状態にあるものが28件となっております。

現在、これら86件につきましては老朽危険家屋など対応の優先度も考慮しながら、条例に基づいて調査・指導などを行っているところでございますが、その基本的な作業としては、まず、現地を調査し、登記簿、戸籍簿等の調査も行った後、所有者等を特定いたします。所有者等が特定された後は、口頭あるいは文書により通知を行い、適正管理の要請を行います。その後、所有者等から相談があれば、適正管理対応に関する助言、指導も行い、解体応急措置などにより対応を完了していただくという手順で進めているところでございます。

しかしながら、御承知のとおり空き家等が管理されないまま放置される原因は、相続の問題、また、複雑な所有権、未登記家屋等の問題、さらには、解体費用の問題など、多種多様でございます。さらに、それらの問題が複合していることも多いため、早期の解決が困難な事例も少なくございません。このような事情から、既に家屋が解体され、解決したケースがある一方、いまだに交渉相手となり得る所有者等の特定に至っていない事案もあるというのが現状でございます。

いずれにいたしましても、所有者等の特定が完了次第、まずは文書等により適正な管理をお願いしながら、あわせて、個々の事案に適した解決を図っていただけるよう御助言などを行っているところでございます。

なお、市民の方々の身体や財産に危険を及ぼす緊急性の高い空き家等につきましては、

現時点ではないものと判断いたしております。

次に、空き家対策の取り組み体制でございますが、平成25年度、本年度でございますが、都市計画課開発指導室に指導係を新設いたしまして、現在2名の職員で対応しておりますところでございます。

また、空き家等の現況にあわせましては、樹木の繁茂等に関しては生活安全課、建物の構造等に関しては建築課、主にこの3課で連携しながら対応しているところでございます。

続きまして、空き家等について情報を通報していただきました市民の皆様方への処理状況の報告についてでございますが、この7月1日で条例施行後1年が経過となりますので、途中経過も含めましてお知らせしてまいりたいと考えます。

次に、空き家対策の現状でございますが、先ほども申し上げましたとおり、この空き家等につきましては、全国の自治体が苦慮している問題であり、昨年度には国土交通省の指導により、全国の地方整備局ごとに空き家対策意見交換会が開催され、空き家について、発生の予防、活用、除却等の多面的な対策について情報交換が行われるなど、解決に向けた調査研究が行われているところでございます。

また、各自治体でも地域性を考慮しつつ、さまざまな制度を創設するなど試行錯誤しておられますが、何分対象が私有財産に関することでございますので、なかなか効果的な施策がないというのが実情でございます。

本市といたしましても、条例施行後1年が経過いたしますので、まずは、個々の事例につきまして解決を図ることを軸に対応しながら、本市の特徴的な課題などを洗い出し、あわせて、全国の先進的な取り組みなども情報収集し、研究してまいりたいと考えております。

最後になりますが、特に危険な家屋に対応するための行政代執行についてでございますが、本市条例には行政代執行の条項はございませんが、行政代執行法に基づきまして行政代執行を行うことは不可能ではございません。しかしながら、本市が条例を制定いたしました当時には、全国的にも行政代執行を条項に持つ条例は少数でございました。その後、近年多くの条例が行政代執行の条項を持って制定されておりますことから、本市といたしましても、空き家等の適正管理の進行状況を見据えつつ、行政代執行を条項に加えることの有効性、空き家対策に資するための諸制度などについて調査研究し、条例施行後の3年をめどとする条例見直しに合わせまして、総合的に空き家対策の法的整備の充実を図ってまいりたいと考えております。御理解のほど、よろしく願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 2番、久保議員。

○2番（久保 潤爾君） 御答弁どうもありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

ちょっと1つ、単純なところでお伺いしたいんですが、取り組み体制について、都市計画課に指導係で2名の職員が対応されておられるということで、あと、生活安全課と建築課とおっしゃいましたが、こちらは何名ずつというふうに人数が決まっておるのでしょうか、お答えください。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 今、空き家に対応している職員体制ですが、先ほど申し上げましたように、開発審査室指導係として専属の職員は2名でございます。都市計画課に専属の職員が2名おります。

ただ、この係には、空き家対策以外の他業務も兼ねておりますので、現地確認、調査から指導に至るまでに多くの時間を要して、是正業務にも影響が出ては困るというようなことから、生活安全課あるいは建築課の職員に御協力をいただきながら、連携協力して業務に当たっているという状況でございます。

○議長（行重 延昭君） 2番、久保議員。

○2番（久保 潤爾君） ありがとうございます。その2名の方が、だからほかの業務を抱えながらやっておられるというお答えでした。

で、さきの答弁の中にもございましたけど、前年まで3件での通報だったのが、条例施行後70件の通報があったというふうに、市民の関心も高い。そしてまた、市民の身体、財産の安全を守るための大切な条例でございます。しっかりと取り組む体制が必要であると思いますが、その体制が担当職員が2名、しかも、それは専従ではないと。専従というか、それ専門にやっているわけではないということで、ちょっと人員体制に問題があるんじゃないかというふうに感じるんですが、何らかの形で、例えば臨時雇用などでこの問題に専従で取り組む職員を増やすというようなことはできないでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 人員のことということで、総務部のほうからお答えいたします。

市の業務、いろいろございまして、その事務量と申しますか、事務量のバランスの上に職員数が成り立っております。で、この件に関しまして、御要望は十分わかるんですけれども、今時点で、これの専従のための職員を置くほどの事務量ではないと言うと、また怒られるかもしれませんが、それほどの事務量ではないと思っております。現体制のもとで協力しながら業務を遂行して、これが不足ということになりますと、今、御提案がありま

したような臨時職員あるいは正職員が必要であれば正職員ということで、また考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（行重 延昭君） 2番、久保議員。

○2番（久保 潤爾君） わかりました。じゃ、今後の状況を見据えられて、ぜひまた検討していただきたいと思います。

先ほどの御答弁の中で、さまざまな制度については研究していくということでしたので、ちょっと再質問を用意しておいたんですが、島根県浜田市においては、空き家問題に関して、解体費用の補助事業あるいは該当する土地と建物を市に寄附してもらって、地域の活性化に活用するという、そういった事業を行われております。

ほかにもさまざま苦慮されているというふうな御答弁がありましたので、どうかと思いますが、防府市においてそういった事業を検討される、そういうお考えはありますでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） お尋ねにございました浜田市、また、全国的に最近増えております情報の中では、中国地方そのものが全国的に見ても、全国比よりも高い数字で空き家が増えているというようなことも、私どものほうには情報として届いております。

そうしたことから、先ほども申し上げましたけども、中国地方整備局のほうから、中国5県の職員を集めて、空き家対策についての勉強会と申しますか、そういうものも毎年開催をいただいております。他市の状況等も含めまして、本市独特の問題点があれば、そういう洗い出しも行いながら、今後、空き家対策の制度がどういう形があるのか、それは研究してまいりたいというふうに思っております。

○議長（行重 延昭君） 2番、久保議員。

○2番（久保 潤爾君） どうもありがとうございます。

防府としてのそういった地域の独特の問題点というのもあったりするのかなと思いますので、どうぞしっかりと御検討されて、適正な処理が進むように御努力をお願いしたいと思います。

最後に、これは一つ、先ほどの行政代執行法のところでおっしゃられたんですが、条文には盛り込んでなくても、行政代執行法で対応できるという御見解で、これはだから教えていただきたいんですが、行政代執行法の第2条によりますと、これは条例も含む法律により直接に命ぜられ、または、法律に基づき行政庁により命ぜられた行為について義務者がこれを履行しない場合、ほかの手段によってその履行確保することが困難であり、云々

とありますが、要は、最初に条例に基づいてというふうな一文があるんですが、だから、これをしゃくし定規に解釈すると、条例の中に行政代執行法の規定がなければ行政代執行はできないというふうに読めなくもないんですが、この点は大丈夫なんでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 先ほど回答させていただきましたが、私の回答、もう一度、間違いがなければ、私どもが既に定めております空き家の条例に代執行の条項はございません。ただしという言い方にはなろうかと思うんですが、行政代執行法というのがございまして、今、御指摘ございましたその2条の中に、いわゆる法律的、これは空き家だけに限らないんですが、履行を求めて、もし、その履行がされなかった場合に代執行を行うことができるという規定がございます。

ですから、御回答の中でも申し上げましたが、不可能ではございませんというふうに御説明いたしました。

ただ、空き家条例、空き家対策に限りましては、先ほど申しました全国的に課題も多く、また、私有財産であるということもございますので、空き家条例の中で御提案いただいております、3年間の猶予をいただいております中で、行政代執行の条項を加えることについて、これまで以上に検討を進めていきたいというふうには思っております。

○議長（行重 延昭君） 2番、久保議員。

○2番（久保 潤爾君） どうもありがとうございます。

代執行についても前向きに検討していただけるということで、何度も繰り返しになりますけど、市民の身体、財産の安全を守るための大切な条例でございます。実効性のあるものにされていくよう、大変難しい内容であるということは、御答弁の中でよく理解しましたが、いろいろと工夫をされていって、どうぞ御尽力いただきたいと思います。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（行重 延昭君） 以上で、2番、久保議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため13時15分まで休憩といたします。

午後0時 9分 休憩

午後1時15分 開議

○副議長（重川 恭年君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

議長が所用のため、副議長の私がかわって議事の進行をさせていただきます。

それでは、午前中に引き続き一般質問を続行いたします。

次は、16番、山根議員。

〔16番 山根 祐二君 登壇〕

○16番（山根 祐二君） 公明党の山根でございます。通告に従って質問をいたします。最初に、マイナンバー法について質問します。

国民一人ひとりに番号を割り振り、年金や納税の情報を一元的に管理するマイナンバー法が2013年5月24日、成立いたしました。新制度は2016年1月に運用が開始します。これにより国や自治体は、国民の情報を管理しやすくなり、徴税や社会保障給付の事務が効率化されて、行政コストの削減につながると言われています。利用者も、社会保障の手続で納税証明書などの書類を提出する必要がなくなり、便利になるとしています。

一方で、個人情報漏えいや番号の不正取得による情報の悪用への懸念も指摘されています。報道によりますと、政府は2015年10月から全国民に対し12桁の個人番号を記載した通知カードを郵送し、2016年1月から、希望者は番号や名前、住所、顔写真などを記載したICカードを市町村の窓口で受け取ることになります。

共通番号制度では、それぞれの行政が持つ個人情報をネットワークでつなげるため、新たな情報システムをつくる必要があります。システム導入費用は政府によると国が1,100億円、自治体が1,600億円と見込んでいます。

質問ですが、本市の共通番号制度導入について、実際に運用となる時期とそれまでの工程はどうなるのか、お伺いをいたします。

○副議長（重川 恭年君） 16番、山根議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

議員御案内のとおり、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆるマイナンバー法及び関連整備法が去る5月24日に国会で可決し成立したところでございます。

この法律は、「行政機関、地方公共団体等が効率的な情報の管理及び利用並びに迅速な情報の授受を行うことができるようにすること」、「手続の簡素化による国民の負担の軽減、及び本人確認の簡易な手段を得られるようにすること」、また、「個人情報の取り扱いが安全かつ適正に行われるように、行政機関個人情報保護法——行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律でございますが、この行政機関個人情報保護法の特例を定めること」を目的として制定をされました。正確な情報を把握することにより、税や社会保障制度の公平性を高め、各種行政事務の効率化を図るものでありまして、個人番号の指定及び通知、個人番号の利用範囲並びに個人情報の保護について定められております。

地方公共団体がこの個人番号を利用して行うことができる事務の範囲といたしましては、

「福祉、保健もしくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務、その他これらに類する事務であって、条例で定めるもの」となっております。

その運用時期の予定といたしましては、2015年、平成27年10月から全ての国民に個人番号が通知され、2016年、平成28年1月から個人番号の利用が開始されることとなっております。これから、国におきまして制度の詳細な内容等が検討され、政令、省令などが整備されることとなっております。

本市の制度導入に当たりましては、多くの行政サービスが関係することから、組織体制や業務の見直し、関連する条例の制定・改正が必要になると考えられるところでございます。

また、この制度は全国の行政機関を情報提供ネットワークシステムで結び、互いに必要な情報のやりとりを行うものでございますので、本市のコンピュータシステムの改修も必要となってまいります。

なお、導入までの工程につきましては、今後国から示されます制度の詳細や運用スケジュール、コンピュータシステムの構築について、本市といたしましても遺漏なきよう順次対応してまいりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○副議長（重川 恭年君） 16番、山根議員。

○16番（山根 祐二君） 御答弁ありがとうございます。このマイナンバー法案というのは、民主党政権が消費税の低所得者対策として検討した給付つき税額控除導入に必要なものとして、2012年の2月に国会に提出したものでありますが、衆議院解散で廃案となりました。そして、今回自公政権が内容を修正した上で国会に提出し、成立したものであります。

法案が成立したばかりで、番号を使ってどのような行政サービスを進めるかは、まだ明確ではありませんが、これからさまざま報道されていくことと思います。

今回の制度には、主に役所の効率化をねらったものであり、民間、医療分野での利用は先送りされるとしています。法の施行3年後を目安に利用範囲を拡大する予定であります。例えば、医療分野では、個人番号によりカルテの確認が容易になり、災害等で病院が被災してカルテが消失しても、被災先の病院で適切な治療が受けられる。あるいは、民間分野では、本人の了解により生命保険加入時の審査や住宅ローン申し込み時の審査に必要な公的証明書などの取りつけが不要になるということも予想されます。税分野では脱税の防止に役立つかもしれません。

こういった便利になることはありますが、一方で、個人情報の流出や悪用されるという

リスクもあります。国は、個人情報の漏えいや悪用を防ぐため、第三者委員会を設置して監視するとしております。

執行部におかれましては、今後明らかになる内容や運用について、市民への説明と市民の個人情報の保護に留意されるようお願いをいたします。

そこで、この部分、個人情報漏えい防止についてのお考えをお聞かせください。

○副議長（重川 恭年君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） この制度は、国のほうからアウトラインといいますか、法律に基づいたイメージというものは送付されてきております。ただ、そのイメージで、その中身というのがまだ全く定かでない。持っている情報がどのような形で関係市町村に行き、あるいは、そのサブサーバーといいますか、そういうふうなものに行き、それからどういう形で出ていくかという、そのアウトラインがきちんと形で示されておられません。

で、実際にはL G W A Nという行政内のいわゆる専用回線を使うということにされておりますので、そういう意味でのセキュリティーについては特に問題はないのではないかと。

で、将来的に、個人がアクセスして自分の情報を得ることができる、あるいは、確認することができるというシステムまで至る過程におきましては、また国で何らかのセキュリティー対策をなされるんであろうというふうに思っております。

市といたしましては、現在、個人情報の保護を、いわゆる電算上の個人情報の保護も努めておりますので、そのシステムは堅持をしたいというふうに思っております。

○副議長（重川 恭年君） 山根議員。

○16番（山根 祐二君） ありがとうございます。市長の答弁でも、現段階ではまだ国から内容がはっきり示されていないということで、現状の個人情報保護のシステム、これを続けていくというようなお話でございました。

今回のマイナンバー法より前に、以前より住民基本台帳ネットワークというものがございまして、これは市町村が番号で住民の住所、生年月日など、そのほか4項目の個人情報を管理しているわけでありまして。残念ながら、このシステムにつきましては、全国を見ますと5%程度の利用しかないというふうに言われております。

今度新しく導入される共通番号制度というのは、今までのこの住民基本台帳ネットワークの情報に加えて、税金、所得、年金、医療、そういった分野の情報が管理されて、自治体のその責任というのは今までより増して重大なものとなります。この情報というのは、やはり4分の3が地方自治体で管理されていると、さまざまな情報が、というふうに言わ

れております。そういった意味でも、今から情報の管理というのが重要になることと思えます。

現段階で、防府市で運用している電子システム、ありますけれども、このパソコンシステムのウイルスの侵入を防いで、そして、データの流出を未然に防ぐために、現在どのような対策を講じているか、これについて若干お知らせください。

○副議長（重川 恭年君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 防府市におきましては、基本的には、いわゆるその情報につきましては庁内で完結する形——庁内といいますか、市のシステムで完結する形をとっております。ですから、外部接続が基本的にはできないというシステムをとっております。

で、例えばインターネットにつきましても、よその市では、通常、職員の机の上にあるパソコンがインターネットあるいはメールに直接つながるといって結構あるんですけども、本市の場合は、庁内のイントラで完結と。外部系は外部系で別に置くという形をとっております。現時点ではほぼ完璧にセキュリティーは守られているというふうに考えております。

○副議長（重川 恭年君） 16番、山根議員。

○16番（山根 祐二君） ありがとうございます。本市では外部接続ができない状況にあって、ほぼ完璧にセキュリティーについては守られているといったお答えをお聞きしまして、安心しております。

今回のマイナンバー法による新たな制度導入に当たって想定をされるメリットと、あるいはデメリットということがさまざま報じられております。直接このシステムを扱うというのはやはり地方自治体でありますので、くれぐれも市民の個人情報流出などないように事前の準備と厳重な管理をお願いしたいと思います。わずかな油断が大きな被害を生ずる可能性、これについても今後注意を怠ってはならないというふうに思うわけでありまして、よろしくお願いを申し上げます。

以上で、この質問については終わります。

続きまして、空き家対策について質問をいたします。

我が国では全国で人口の減少や高齢化が進み、空き家が年々増加しております。その中には倒壊のおそれがあるもの、景観上支障が生じているもの、雑草の繁茂やごみの不法投棄を誘引するもの、不審者が居住する等防犯上の問題が危惧されるものがあります。5年に1回調査が行われる総務省の住宅・土地統計調査によりますと、2008年の調査では、全国で757万戸、空き家率は13.1%に達しています。中国地方整備局によると、中国地方の空き家率は全国と比べて高く14.1%、51万戸となっております。防府市で

は、戸数6,740戸、空き家率13.3%であり、全国平均を少し上回っています。今後、人口減少と高齢化はさらに進んでいくのであれば、問題は一層深刻化していくことが予想されています。

空き家の中には売却用のものや賃貸用住宅、別荘などの2次的住宅、その他の住宅等があります。そして、この、その他の住宅とは、賃貸や売却の予定がなく別荘でもない空き家で、転勤、入院などで長期に不在なもの、建て替えなどのために取り壊す予定になっているものが含まれます。

このような中で、老朽化した空き家の倒壊を防ぐため、各地で空き家管理条例を制定する動きが活発化しています。

さて、防府市では既に平成24年7月より空き家等の適正管理に関する条例を施行しており、本年、平成25年5月に、防府市議会では各地域に出向いて議会報告会を開催しております。その中で、市民から届いた空き家情報が昨年よりかなり増加していることを報告しており、それだけ市民の関心の高いものだと言えます。また、さまざまな理由で老朽危険家屋の撤去が進まない現状も報告しております。私が担当した議会報告会会場でも、老朽化した空き家については行政代執行などを含め協力を指導してほしいという市民からの要望がありました。

国土交通省中国地方整備局のホームページを見てみますと、中国地方における空き家対策の取り組み事例が紹介されております。空き家バンクについて、島根県雲南市では、定住相談窓口には3名の専属スタッフを配置して、空き家情報収集、就業、就農支援、定住後の生活サポートをしております。ホームページには写真つきで空き家が10軒掲載してあります。これまでに100世帯、250人が空き家バンクを利用して定住をしております。

また、広島県呉市では、危険家屋と認定されたものを対象にして、解体、撤去等費用の30%かつ30万円以下を補助する事業を行い、平成23年度実績は64戸であります。

国の本年度事業に空き家再生等推進事業、その中でも除却事業タイプがあります。対象地域に定められた地域ではありますが、解体費の8割を補助するというものです。現在、防府市はその対象ではないとのことであります。空き家の撤去が進まない理由に税制の問題があります。解体費用が必要な上に、固定資産税の課税標準の特例が適用外となり、解体後の固定資産税が数倍になることがあります。

そこで、質問をいたします。既に通告しておりますが、空き屋等の適正管理に関する条例施行後、本市の市民からの通報件数、内容、処理状況、これを質問しておりますけれども、この件については、午前中の同僚議員の質問について答弁がありましたので、重複していることでもありますし、答弁は結構でございます。

2番目の空き家所有者に行政指導をした場合の問題点は何か、これについて具体的な事例がありましたら、さらに詳しく御答弁願いたいと思います。

条例に行政代執行を明記することについては、午前中にも話がありましたけれども、私は、この行政代執行を条例に明記するということが、市民に対する抑止力になるのではないかというふうに感じております。そういった意味で明記するということが必要ではないかというふうに思っておりますけれども、この抑止力になるのではないかという点についてのみお伺いをいたします。

以上、御答弁願います。

○副議長（重川 恭年君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） それでは、空き家対策についての御質問にお答えいたします。

議員御案内のとおり、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来により、これらの情勢下の中、空き家が増え続けるということは避けられない状況でございます。この空き家問題は、このような社会環境の変化とともに顕在化し、重要度が高まっております課題でございます。管理不全な状態でございます空き家対策に関して、全国の多くの自治体で条例化に向けた動きが加速しております。

本市は、県内で最も早く「防府市空き家等の適正管理に関する条例」を施行いたしましたが、平成25年4月1日現在、県内におきましても本市を含め既に5市3町で同様の条例が施行されているところでございます。

1点目の条例制定後の通報件数等についてはお答えが不要ということでございましたので、2点目の空き家所有者への対応について、この問題点について御説明をさし上げます。

空き家等が管理されないまま放置される原因としては、修繕や解体費用にかかわる所有者の経済的事項の問題、また、このほかに登記簿上の所有者死亡による相続権にかかわる問題、相続人や共有者など複数が権利を有する場合の問題、抵当権や借地権等にかかわる係争問題、道路に接続していない敷地といった立地上の問題など多種多様ございまして、さらに、これらが複雑に絡み合っただけで一層解決を困難にしている場合が少なくございません。

このような視点から、本市の行政指導は、まず適正な管理について口頭あるいは文書でお願いをさしあげるとともに、個々の事案の問題点等について整理、検討した上で、過去に解決した類似の事例などを参考例として紹介、親族あるいは地域の方々の協力についても御相談をさしあげて、必要があれば無料法律相談の利用などの助言もあわせて行っているところでございます。

とはいえ、何分対象が私有財産に関することでございますので、基本的には、所有者の

方々の意思決定を待たねばならず、多くの事案が一朝一夕には解決困難というのが実情でございまして、このことは行政指導の限界であろうかとも考えているところでございます。

続きまして、条例に行政代執行を明記することについてでございますが、本市が条例を制定した後、全国の自治体において空き家条例が相次いで制定されており、また、その多くでは行政代執行まで踏み込んでいることも承知いたしております。この背景には、条例に行政代執行を規定することによりまして、行政代執行の運用基準をより明確にするとともに、空き屋等の増加を抑止すると、こういった行政の姿勢を示すものと理解いたしております。

本市条例には行政代執行の条項はございませんが、本条例が制定されたことによりまして、行政代執行法に基づきまして行政代執行を行うことは不可能ではございません。しかしながら、行政代執行は著しく公益に反すると認められる場合に適用されるものでございまして、さらに、私的財産に対する公益性の考え方、代執行に係る費用の徴収など、多くの課題もございまして、本市におきましては、条例制定時に行政代執行の規定を定めなかった経緯がございまして。

今回、御質問をいただきましたが、条例施行1年となります現在、適正管理の進行状況を踏まえつつ、条例に基づき適正かつ効果的な対応を検討しているところでございますので、さらに行政代執行を条項に加えることの有効性につきましても、他の自治体の運用状況等を研究いたしまして、条例施行後の3年をめどに、条例見直しとあわせて総合的に空き家対策に係る法的整備の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○副議長（重川 恭年君） 16番、山根議員。

○16番（山根 祐二君） ありがとうございます。午前中の答弁の中で、条例施行後、市民からの通報は70件程度あったというような答弁もございましたけれども、危険家屋解体についてであります。指導に従わず氏名公表した案件があるのかどうかというのが1点ほど、そして、今後、市がそういった危険家屋解体費用の補助をしていくという考えがあるのか、この2つについて御答弁をお願いいたします。

○副議長（重川 恭年君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） ただいまの御質問にお答えいたします。

私ども防府市におきましては、平成16年から老朽家屋対策を行ってまいっております。まず、1点目の御質問でございますが、老朽危険家屋対策の中を通じましても、該当される建物の所有者等の氏名を公表した過去はございません。

2点目の御質問でございますが、空き家等の対策につきましては、議員御案内の中にも

ございましたが、中国地方整備局のほうが開催される勉強会等の中で、他の市町村で独自に例えば補助制度等を策定されたり、また、国の補助事業を導入できないか御検討をされている状況下にあることは存じておりますので、私どもといたしましても、例えば空き家の撤去に対する支援策としてどういったものが活用できるかにつきましては、検討してまいりたいと考えております。

○副議長（重川 恭年君） 16番、山根議員。

○16番（山根 祐二君） 了解をいたしました。

若干角度を変えて質問をいたしますが、雲南市の空き家バンクの登録を御紹介いたしましたけれども、防府市でもこの空き家バンク登録をしておるわけでございますが、防府市の空き家バンクの登録、現在はどのような状況でありましょうか。また、その現状をどのように考えられるか、お答えをお願いいたします。

○副議長（重川 恭年君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 防府市では、空き家バンクにつきましては平成24年4月1日から空き家バンクの制度を始めております。

で、市広報とかホームページ等への情報掲載、あるいは、都市圏での移住フェアでの紹介、そういうふうなものを行ってはおりますが、現在のところ、大変言いにくいんですが、登録件数はゼロでございます。それから、借りたい方からの登録が1件というのが現在の状況でございます。

登録についての問い合わせ、相談というのは6件ほどございましたが、いろんな事情がございまして、残念ながら登録には至っておりません。

以上でございます。

○副議長（重川 恭年君） 16番、山根議員。

○16番（山根 祐二君） 登録には至っていないということで、現在ゼロと。どうするかということについてはちょっとお答えがなかったようでございますが、国土交通省の住宅局というところがつくっております全国の空き家情報というサイトがございます。そこで全国の空き家情報を検索できるわけでありましてけれども、まず中国地方、そして、山口県と検索していきますと、6つの市のサイトが表示されます。で、問い合わせ可能物件という数がそこにあるわけですがけれども、防府市は先ほどありましたようにゼロでありますけれども、ほかの市は大体10件前後、この情報、問い合わせ可能物件のものが出てきます。写真つきで詳しい情報が出ているわけでございます。

で、空き家とは危険家屋だけではなく、危険家屋ではないが、所有者が高齢となり一人で住めなくなったもの、あるいは、施設入居されたり、子世帯への転居等で空き家になっ

たと、こういったものも最近目立ち始めております。これらの空き家対策の取り組み、これが今から必要になってまいります。さきに述べました島根県雲南市のように、空き家バンクに積極的に登録していただき、その利用促進を図っていく必要があると思います。

そこで、空き家対策の一つとして、空き家情報、空き家情報の収集、そして、定住後の生活サポート、これを積極的に行う部署が本市にも必要ではないかと思うわけですが、この点について御所見をお伺いいたします。

○副議長（重川 恭年君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 空き家対策といえますか、今現在、総務部で行っておりますのは、U I J、いわゆるUターン、Iターン、Jターンの対策、まあ人口定住対策でございます。で、現在、企画政策課というところで担当いたしております。

で、先ほども登録件数がゼロという情けないお答えになったわけですが、もう少しPRとか、あるいは、その情報提供ということは、これは必要だと思っておりますが、特に新しく特別の部署を設けてというところまでは今のところは考えておりません。

ただ、もう十分、PR等登録に向けての調査というのが十分とは思っておりませんので、その辺は少し力を入れてやっていきたいというふうには思います。

以上でございます。

○副議長（重川 恭年君） 16番、山根議員。

○16番（山根 祐二君） 防府市の空き家バンクについても、特に人員を配置するということは今考えていないけれども、PRは必要だと。調査に力を入れていくというふうなお話でありました。防府市でもホームページに定住促進住宅情報バンクと銘打って募集しております。この中で募集しておりますけれども、空き家、空き住宅を利用したい方あるいは登録したい方について、登録してくださいというような文章を掲載しております。

いろいろこの情報を見て感じたんですけども、防府市はその空き家について賃貸物件のみというふうにしております。売却物件は扱わないというふうに明記しておりますが、ほかの市の物件、防府市以外の山口県内を見ても、ほとんどがその売り家情報も掲載しております。市民からの情報を市が掲載しておるわけでありまして、萩市なんかを見ますと、建物だけではなく、土地もそのバンクの中に登録をして紹介をしております。

防府市は、売却物件は除外して賃貸物件のみにしているというのは、何か理由があるんでしょうか。その辺を教えてくださいと思います。

○副議長（重川 恭年君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 申しわけないです。その理由はちょっと私、今、把握しておりません。

他市でできるということは、本市でも可能であろうというふうには思っておりますが、今現在のその空き家バンクの制度をやるに当たって、山口県宅地建物取引協会防府支部というところと賃貸借契約を交わしていただくような話で御協力をいただいているようでございますので、その導入の経緯でどうなったかのというのはちょっと今ここでは申し上げられませんが、そういうことが可能なかどうか、あるいは、防府市として必要なのかどうかということは、改めてちょっと検討してみたいというふうに思います。

○副議長（重川 恭年君） 16番、山根議員。

○16番（山根 祐二君） その理由については、部長、御存じでないということでありましたので、ぜひ調査して、私に教えていただきたいというふうに思います。

契約については、業者に依頼するというお話でありましたけれども、これは他市を見ても、そういったふうにしております。このホームページの中でも契約については防府市は関与いたしませんというふうに明記してありますので、それはそれで結構ではないかと思っております。

岡山県に笠岡市、この例を紹介をいたしますと、全市を挙げて空き家を活用した移住・定住、この促進をしております。こういった問題は当初の危険家屋撤去という問題とは違いまして、人口減少に対する対策というような側面が大きくなってくるものとは思いますが。

しかしながら、防府市におきましても人口は増加しているわけではありませぬので、こういった問題も対策を講じていく必要があるのではないかとこのように考えております。

この岡山県笠岡市では副市長直結の特命組織として笠岡市定住促進センター、これを設置しております。平成21年設置以来、累計登録物件数45件、そのうち29件が成約をしております。移住者へのアフターケアは市職員、OBが専従スタッフとして対応しているそうです。

私が要望したいことは、そういった市のサイトに掲載していただく空き家バンク、こういった情報も市民から情報が寄せられるような仕組みをつくっていただき、ぜひ防府市の空き家バンクにも多くの物件が掲載され、そして、それが人口減少の対策になると、空き屋増加防止の対策になるというふうになることを望んでおりますので、ぜひその点、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この質問については、以上で終わります。

次に、自転車利用環境整備について質問をいたします。

自転車は市民の日常生活における身近な移動手段で、多くの人に利用されております。最近では、クリーンでエネルギー効率が低い交通手段として、健康志向や、また東日本大震災の教訓等から、利用ニーズは高まっております。

国はこれまで、自動車交通事故が急増してきた対策として、歩行者の通行を妨げないことを条件に、自転車の歩道通行を可能とする規制を導入してきました。しかし、自転車は車両であるとの意識の希薄化により、危険な自転車利用が目立ち始めてきました。警察庁が2012年10月5日公表した自転車の交通事故の実態と、自転車の交通ルールの徹底方策の現状によりますと、2011年の交通事故のうち自転車関連事故は約2割を占めております。自転車対歩行者の事故は2,801件であり、10年前の1.5倍になっております。

このような状況から、自転車は歩道通行可という誤解が生じていたとして、自転車は車両であるとの認識を徹底させ、総合的な対策を打ち出したところであります。

道交法では、自転車は軽車両であり、車道を走るのが原則で、歩道通行は例外的なもので、道路標識で歩道通行が認められている場合と、運転者が児童、幼児、高齢者等で車道通行は危険である場合、駐車車両などによりやむを得ない場合に限るとしております。

これら警察庁の方針により全国各地では自転車歩道通行可の措置を撤回する動きが進んでいるようです。全国の警察が自転車通行可の標識を取り外した歩道は、2012年で516カ所になります。条件により自転車と歩行者分離が推進されていくようです。2011年9月には普通自転車専用通行帯という標識が新たにつくられました。しかし、車を運転する立場からさまざまな声も出ており、現状では自転車専用レーンが順調に増えているとは言えないようです。

国交省では、自転車レーンの設置を含む安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインを示しております。自転車が行き場を失わないためにも、行政にできることを積極的に実施していくべきではないでしょうか。

そこで、質問をいたします。防府市における自転車通行可歩道の表示あるいは自転車専用レーンの現状についてお聞かせください。

2番目、今後自転車通行空間を創出していく必要があると思うが、取り組みについての御所見をお伺いいたします。

3番目、自転車利用ルールの周知徹底が必要と思いますが、お考えを伺います。

以上、御答弁お願いを申し上げます。

○副議長（重川 恭年君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） それでは、自転車利用環境整備についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の自転車通行可歩道の表示についてでございますが、平成23年10月25日に、警察庁から各都道府県警へ、良好な自転車通行秩序の実現のための総合対策の

推進についてという通達が出されております。その中に、推進すべき対策として、自転車と歩行者とを分離するため、普通自転車歩道通行可規制の実施場所を見直すようにとの記述がございまして、今回、防府警察署へも確認いたしましたところ、防府市内に、見直しによりまして自転車の通行ができなくなった歩道はないという御回答がございました。

現在、市内で自転車が歩道を通行できる道路は、延長にして104キロメートル、その内訳は、国道が10キロメートル、県道が60キロメートル、市道が34キロメートル、歩道幅は1.5メートルから5メートル。いずれの区間におきましても、これまでどおり自転車通行可歩道の標識が設置されております。

ちなみに、市道の場合は土地区画整理事業、鉄道高架事業、都市計画道路事業等により歩道が整備された区間において、自転車も歩道を通行することができます。なお、車道部の自転車専用レーンにつきましては、まだ歩道部の見直しが行われていない状況下であること、さらには、車道幅に余裕がないこと等から設置の事例もなく、このことは防府警察署のほうからも御説明をいただいております。

次に、2点目の自転車通行空間の創出についてでございますが、既に市内には佐波川自転車道と、周防往還自転車道が自転車歩行者専用道路として整備されております。これらはいずれも県道ですが、市におきましても現在自転車歩行者専用道路として、市道勝間鐘紡自歩道線の整備を行っているところでございます。

また、本年4月には、上天神町、宮市町、栄町の一部がゾーン30として指定されましたが、ゾーン30の区域内につきましても、警察と連携を図り自転車・歩行者優先の空間が創出できるよう検討してまいりたいと考えています。

その他の地域につきましては、残念ながら自転車専用空間は確保されておらず、また、すぐに確保することが困難な状況にございますので、自転車を利用される際には交通量の多い道路の通行をできるだけ避けていただく等、安全に御配慮いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、3点目の自転車利用者へのルールのお知らせについてお答えいたします。

初めに、本市の交通安全運動の推進につきましては、防府警察署をはじめ、防府交通安全協会、防府市安全会議などの関係機関、団体と連携するとともに、学校、企業及び地域などと協働しながら推進しているところでございます。

具体的には、未就学児童への交通安全教室、小・中学校を中心とした学校教育現場における啓発活動、高校生の通学自転車の安全点検などの活動のほか、全国交通安全運動の期間にはさまざまなキャンペーンを実施し、市民一人ひとりが交通安全に対する理解を深め、正しい交通マナーを身につけていただくよう努めているところでございます。

これらの活動のベースになりますのは、山口県知事を会長に組織されております交通安全山口県対策協議会において策定をされる交通安全活動実施計画であり、その中でさまざまなキャンペーンや重点項目が設定されますが、重点5項目の一つに自転車の安全利用の推進が掲げられております。これを受けまして、本市といたしましても、交通安全運動の中で自転車利用者の交通安全にかかわる取り組みを強化しているところであり、街頭での啓発活動のほか、学校教育現場や自治会へも出向きましての交通安全教室、さらに、交通弱者と言われております高齢者に対しましては、実技を通して自転車の正しい乗り方を学んでいただく交通安全高齢者自転車大会などを開催するなど、自転車乗用中の交通事故防止と自転車利用者による危険・迷惑行為の防止を呼びかけているところでございます。

今後とも、防府警察署、防府交通安全協会及び防府市安全会議などの関係機関とさらに連携を強化し、交通安全思想の普及・浸透を図るとともに、自転車の安全利用を推進してまいりますので、御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○副議長（重川 恭年君） 16番、山根議員。

○16番（山根 祐二君） 御答弁ありがとうございました。最初の質問の防府市の現状に関しましては、こういった交通状況でありますし、道路幅も狭いと、歩道の幅も狭いというようなことがありまして、車道部の自転車専用通行帯は現在ないと。そして歩道の通行可の部分もそう長くはないというふうにお答えがあったようでございます。

交通事情、道路の幅員なんかを広げるというのは非常に難しいことでありますけれども、やっぱり防府市の将来を見据えたときに、自転車で防府市内、例えば要所要所、防府駅から市役所、あるいは、いろんな医療機関、公共物へのそれぞれへの移動はこのレーンを通れば、このコースを通れば安全に自転車で移動ができますよというのが示せるようになれば、これは一番ベストではないかというふうに考えております。将来的にはそういったことができるように、今から道路の整備、これを進めていくについては、自転車の走行ということも考慮しながらつくっていただきたいなというふうに思います。

自転車通行空間創出につきましては、今、ゾーン30の区域は創出を検討していくというような御答弁がございました。自転車のルール徹底については、関係機関や学校、地域あるいは交通安全教室などを行っておるということで、こういった取り組みについてはさらに進めていただきたいなと思うものでございます。

未就学の児童あるいは高校生の場合は、自転車の点検というようなお話もありましたけれども、高校生については、私が感じるのは、特に交通マナーの遵守、これの徹底、これも重要な事柄の一つではないかと思えます。

自転車通行空間の創出の中で、この防府市を走ってみて感じる場所があるんですが、

戸建て住宅の樹木が道路側にはみ出して道路利用の通行に支障がある。これは自転車とは限りませんが、こういった箇所が市内に多々見受けられるようであり、これは、その苦情があった場合にその都度ではなくて、道路管理者がパトロールや指導をすべきと思うのですが、この点についていかがお考えでしょうか、お聞かせください。

○副議長（重川 恭年君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） ただいま御質問というか、御指摘がございました道路の植樹も含めまして、歩行者、自転車通行部分並びに一般道であれば車両の通行の際にも、草木とか、そういう木の枝が邪魔になるというようなことは、常に御通報もいただいておりますし、私ども道路パトロールの中でも確認ができ次第対応をしているところでございます。

実は、主要道路と申しますか、中心部に限った話にはなりますが、歩道が整備されておりますようなところに、先ほど申し上げましたように都市計画街路事業等々で行政サイドで植樹を行っている区間が市内にはございます。そういった区間につきましては、一応年間を通じまして、いわゆる私どもも業務委託としてそういったことへの対策費は一応は用意をして常に努めているところでございますが、何分にも私どもの不行き届きといいますか、間に合わない部分もございますので、通報いただければすぐに対策を講じさせていただくというふうに御回答させていただければと思います。

以上でございます。

○副議長（重川 恭年君） 16番、山根議員。

○16番（山根 祐二君） ありがとうございます。部長の答弁の中に、通報をいただければというお言葉がありましたけれども、私も何件か聞いておるんですけども、そういった大きな幹線道路ではなくて、4メートル程度の、しかも通学路に指定されているというような場所で、そういったお声も複数聞いております。

こういった場合、先ほどの部長のお言葉をかりれば、通報があればというようなお話でございましたけれども、その通報がなかなか難しい場合もありまして、やはり民間と民間の話ですから個人的に言えばいいような話ではありますけれども、実際に事故が起こっていないければ、その樹木をはみ出している戸建ての住宅というのは、潜在的加害者であり、そして、そこを通行する方々は潜在的被害者であります。潜在的被害者が潜在的加害者にお話をするということは非常に難しい。

では、どうするか。そういった場合に介入するのがやはり行政だと、行政の役目ではないかというふうに私は考えております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

自転車ルールの徹底については、いろんな事例が報告されております。高校生が夜間、

携帯電話を操作しながら無灯火の自転車で走行中、女性と衝突し、女性には重大な障害が残り賠償金は5,000万円かかった。あるいは、高校生が赤信号で交差点の横断歩道を走行中、男性が運転するオートバイと衝突、男性は後日死亡しました。賠償金は4,000万円。中学生が夜間、無灯火の自転車で走行中、歩行者と衝突。歩行者には重大な障害が残りました。賠償金は3,000万円。

このように、自転車利用者も相手にけがを負わせたり、死亡させたりした場合、損害賠償と刑事上の責任が問われます。不幸な市民が出ないように、行政の真剣な取り組みをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○副議長（重川 恭年君） 以上で、16番、山根議員の質問を終わります。

○副議長（重川 恭年君） ここでお諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（重川 恭年君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさんでございました。

午後2時 9分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年6月13日

防府市議会 議長 行 重 延 昭

防府市議会副議長 重 川 恭 年

防府市議会 議員 和 田 敏 明

防府市議会 議員 藤 村 こ ず え